第２次
岩国市一般廃棄物処理基本計画

ともに創る持続可能な社会
～豊かで美しい自然を未来へ引き継ぐために～

（ 概 要 版 ）

令和６年３月

岩　　国　　市

目　次

第１編　計画策定の趣旨
第１節　計画策定の狙い 1
第２節　一般廃棄物処理基本計画の位置付け 1
第３節　計画の期間 1
第４節　計画対象廃棄物 3
第５節　持続可能な開発目標(SDGs)と本計画の関係 4

第２編　岩国市の都市特性
第１節　岩国市の位置・歴史 5
第２節　岩国市の主要指標 5

第３編　ごみ処理基本計画
第１節　ごみ処理の現状と課題 7
第２節　基本理念 19
第３節　基本方針 19
第４節　数値目標 20
第５節　計画の体系 27
第６節　ごみの発生・排出削減、リサイクルの推進 29
第７節　食品ロス削減推進計画（本計画に盛り込む個別計画） 31
第８節　ごみの適正処理の啓発と推進 32
第９節　環境美化の推進 33

第４編　生活排水処理基本計画
第１節　水環境、水質保全に関する状況 34
第２節　生活排水処理の現状と課題 35
第３節　基本理念 40
第４節　基本方針 40
第５節　計画・施策の体系 41
第６節　生活排水の処理主体 42
第７節　生活排水の処理計画 43
第８節　生活排水処理の推進 45
第９節　し尿・浄化槽汚泥の適正処理推進 45

第５編　計画の進行管理
第１節　計画進行管理手法 47
第２節　計画進行管理指標 47
第３節　進行管理体制 48

第１編　計画策定の趣旨

第１節　計画策定の狙い

国では、天然資源の消費抑制や環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」形成を目指すため、平成 12 年３月に循環型社会形成推進基本法を施行しました。平成 30 年３月には第四次循環型社会形成推進基本計画が策定され、現在、循環経済（サーキュラーエコノミー）推進に向けた、第五次循環型社会形成推進基本計画策定の審議が進み、計画原案が示されたところです。

岩国市（以下「本市」という。）では、一般廃棄物処理の視点からの循環型社会形成を目指すため、「循環型社会へチャレンジ　～豊かな自然環境を未来へ引き継ぐために～　」をサブタイトルとする岩国市一般廃棄物処理基本計画を、（第 1 次計画）を、平成 21 年 1 月に策定し、平成 26 年３月、平成 31 年３月に改定（以下、改定後の計画を「既定計画」という。）を重ね、市民・事業者・行政が協働して、ともに創造して循環型社会づくりに取り組んできました。

コロナ禍では、適正な処理のために講ずるべき対策や、廃棄物処理体制の維持が大きな課題となりました。また、循環経済への移行、脱炭素への貢献といった観点から、令和４年４月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、市区町村の役割として「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・資源化（再商品化）」が求められています。さらに、食品ロスの削減や環境教育の充実など、市民・事業者との連携をより深めていく必要があります。以上を踏まえ、既定計画で示した施策等を継承しつつ、必要となる施策の方針を新たに策定するものとしました。

第２節　一般廃棄物処理基本計画の位置付け

本計画は、本市が廃棄物処理法第６条に基づき策定するものです。

本計画は、図 1-1 に示すように、国の法律・計画等並びに山口県の計画等との調和を図っています。

第３節　計画の期間

既定計画（第 1 次計画）は、平成 21 年度から令和５年度の 15 年間を全体の計画の期間、令和元年度から令和５年度の５ヶ年を計画の期間とする後期計画として、平成 30 年度に改定しました。

本計画の期間は、図 1-2 に示す通り、令和６年度を初年度として令和 20 年度を計画目標年度とする 15 年間の計画とし、第２次岩国市一般廃棄物処理基本計画として新たに策定するものです。また、本計画の期間中で５ヶ年を区切りとして前期、中期、後期と位置付け、本計画では、前期において重点的に推進する施策等を具体的に示します。

なお、ごみの発生・排出抑制目標等の数値目標を定めることから、令和４年度を基準年度として、令和 10 年度を中間目標年度とします。

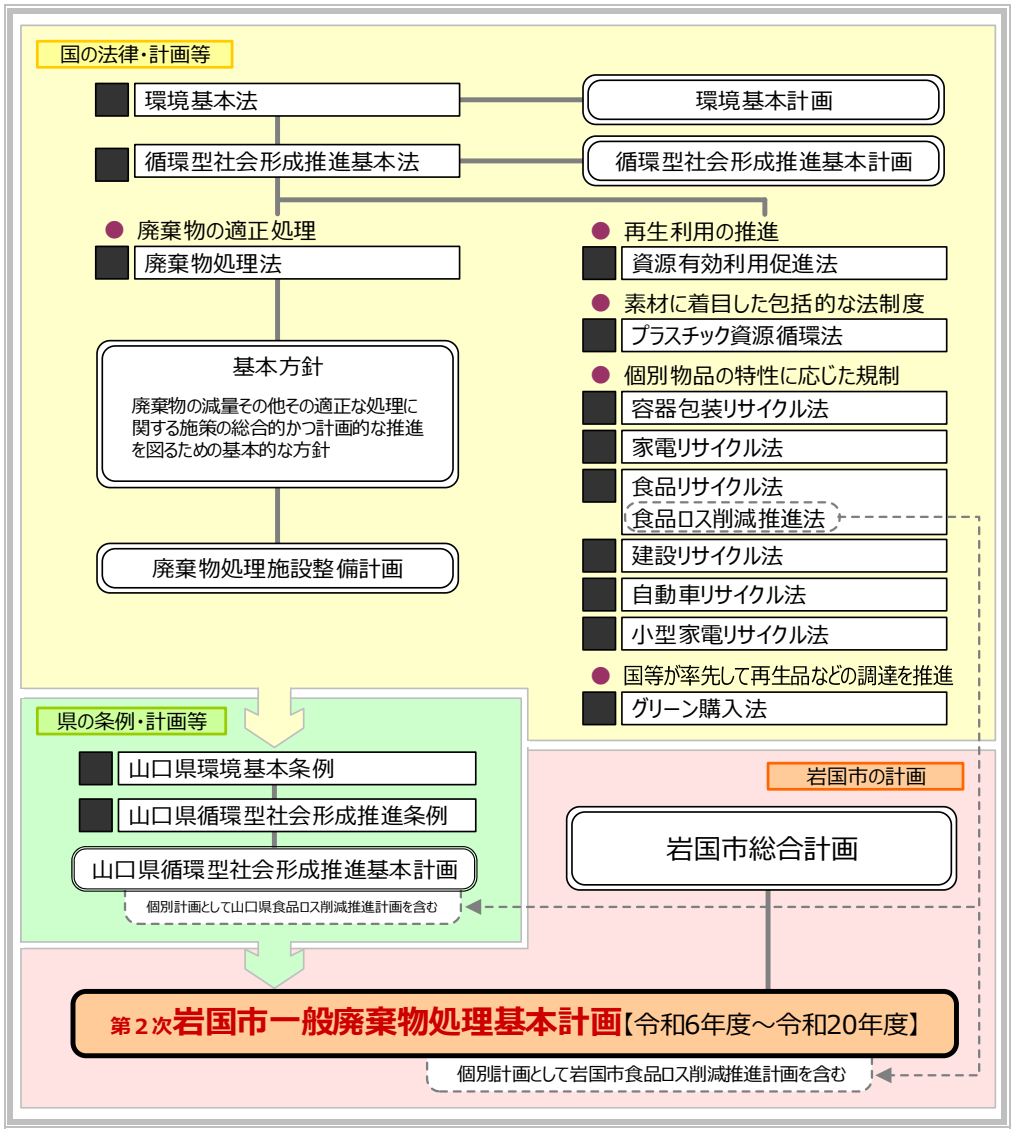

■図 1-1　本計画の位置付け

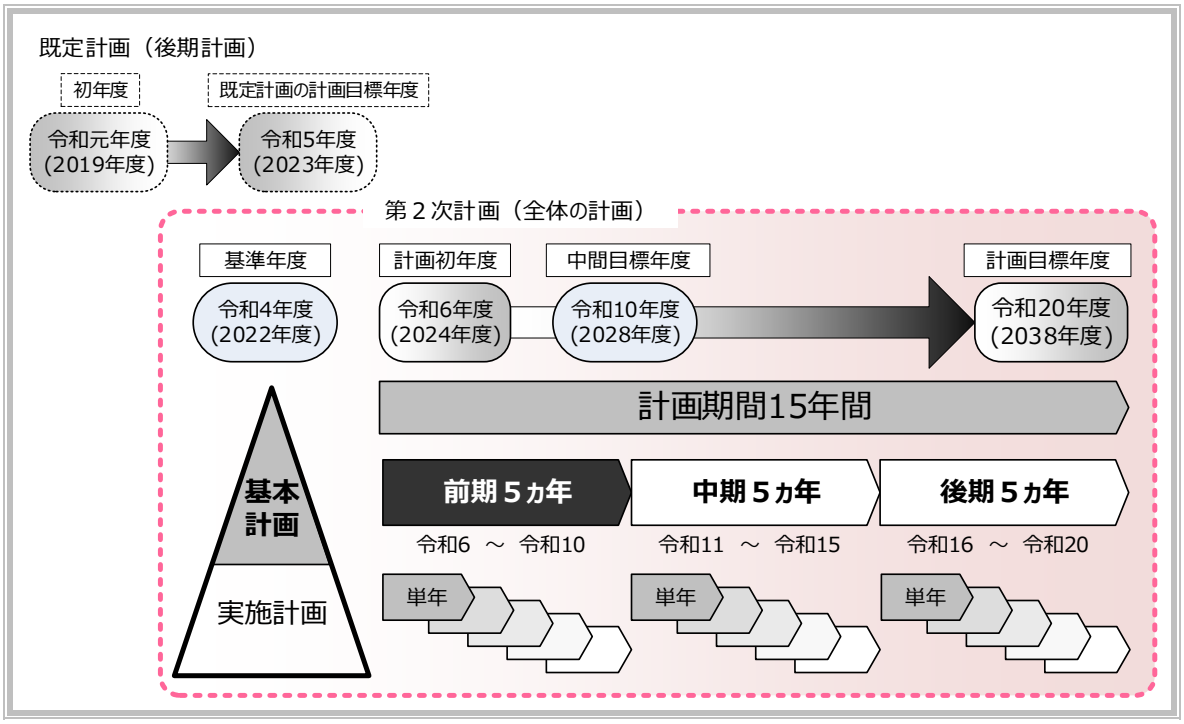

■図 1-2　本計画の期間

第４節　計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図 1-3 の通り一般廃棄物のうち、固形状のもの（以下「ごみ」という。）及び液状のもの（以下「生活排水」という。）とします。なお、行政において処理・処分が困難であるものは処理対象外とし、これらの処理方法は表 1-1 の通りとします。

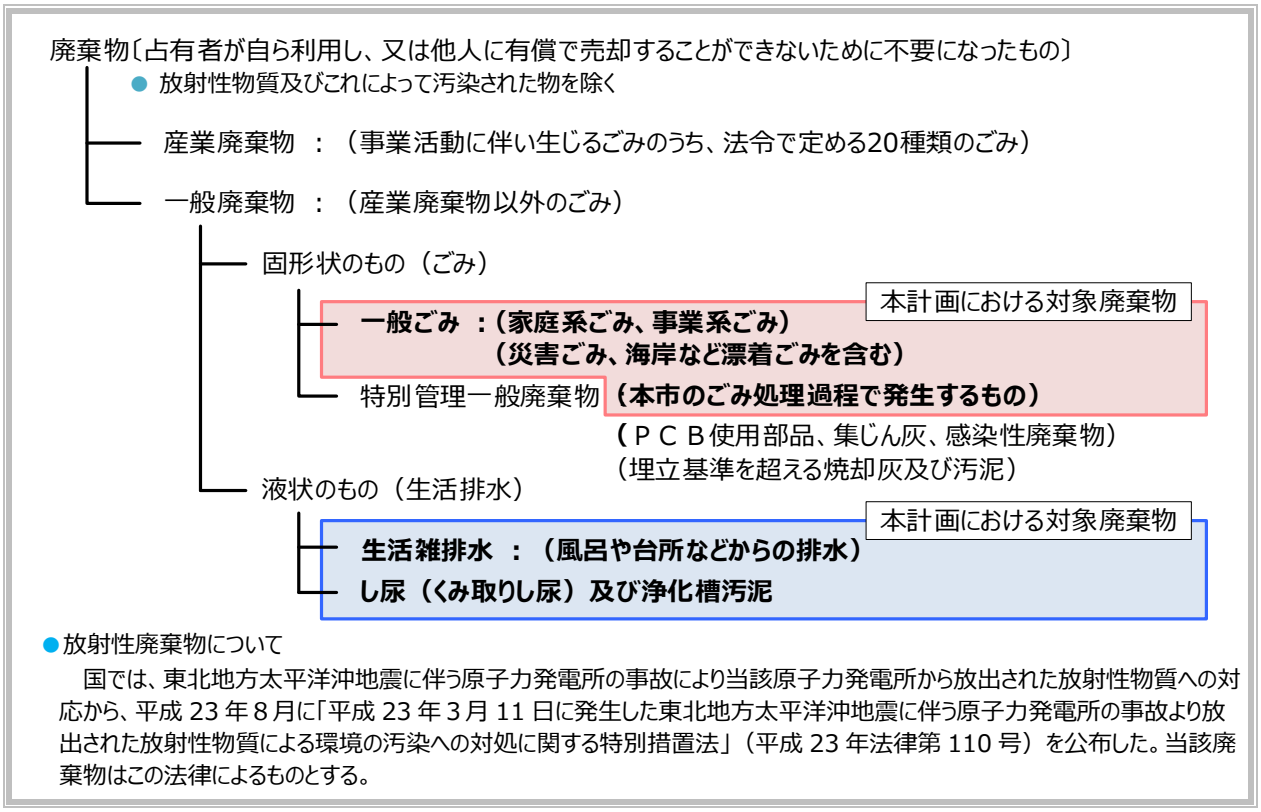

■図 1-3　本計画の対象廃棄物

■表 1-1　本計画において処理対象外とするごみと処理方法

区　　分	処　理　方　法
ＰＣＢ使用部品	本市では取り扱わない。専門業者へ引き渡す。
集じん灰	本市では取り扱わない。専門業者へ引き渡す。 （本市管内のごみを処理する過程で発生するものを除く）
感染性廃棄物	本市では取り扱わない。薬局や医療機関等へ引き渡す。
家電リサイクル法対象品目	エアコン、テレビ（液晶、プラズマを含む）、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機は、販売店へ引き渡し、指定場所への持ち込みとする。
パソコン	パソコンは、再利用やリサイクルすることが法律で義務付けられており、自治体でごみとして引き取れません。 ・　製造者等の引き取りとする。（資源有効利用促進法） ・　使用済小型家電回収ボックスに投入可能なものは回収する。（小型家電リサイクル法） ・　国の認定事業者であるリネットジャパンリサイクル㈱へ、宅配便による回収を依頼する。
その他本市で指定する処理困難物	以下のごみは、本市では取り扱わない。販売店もしくは専門の処理業者へ引き渡す。 ・　廃タイヤ、ガスボンベ、バッテリー、消火器、ピアノ、浴槽、太陽熱温水器、太陽光パネル、自動車及び部品、船舶等 ・　注射器等医療器具、劇薬・塗料・シンナー・廃油・石油等の入っている缶やびん、その他爆発や火災の原因となる危険なもの ・　農機具、農業用ビニール、農薬 ・　バイク、コンクリート、土、石、砂、建設廃材等

第５節　持続可能な開発目標(SDGs)と本計画の関係

持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）では、先進国を含む国際社会全体の 2030（令和 12）年に向けた環境・経済・社会についてのゴールが示されています。国連に加盟する我が国では、平成 27 年９月の国連サミットでＳＤＧｓ「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」が採択されたのち、国が策定する環境基本計画や循環型社会形成推進基本計画へ織り込まれました。

私たちが現在の生活を維持しつつ、恵まれた環境を継承していくためには、社会経済システムの中に環境への配慮を忘れてはなりません。岩国市でも、第３次岩国市総合計画（令和５年３月）において、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）を施策毎に位置付けており、本計画でもこれらと整合を図ったものとしています。

■図 1-4　第３次岩国市総合計画で位置付けられる本計画に関連するＳＤＧｓ

第２編　岩国市の都市特性

第１節　岩国市の位置･歴史

本市は、山口県の東端に位置し、北部には西中国山地国定公園が、沿岸部には瀬戸内海国立公園があり豊かな自然に恵まれています。本市の中心には山口県内最大の河川である錦川が豊かな水をたたえ、その他の水系を中心に盆地や平野が形成され、美しい景観を形作っています。

古くから、山陽道の宿場町として発展するとともに、木綿織りや和紙の生産、農林業が栄え、山口県東部の中心地として発展し、それらの産業を基礎に、臨海部に石油化学、繊維、パルプ等の基礎素材型産業や一般機械等の地場産業等、多様な工業都市として発展してきました。

また、戦後、米海兵隊岩国航空基地が置かれ、近年では平成 30 年３月末に厚木海軍飛行場より空母艦載機の移駐が完了するなど、基地のまちとしての色合いが濃くなっています。基地の飛行場では、平成 24 年 12 月に軍民共用の岩国錦帯橋空港として、民間活用が始まっており、山陽新幹線、山陽自動車道と合わせて陸空の利便性の良さが本市の特徴となっています。

■図 2-1　本市の位置

第２節　岩国市の主要指標

面積	873.67 km^{2}で山口県下第２位の広さを有しています。
気象	岩国、玖珂、広瀬に気象観測所があり、過去５年間の平均気温は、15.9℃（岩国）･15.3℃（玖珂）･14.7℃（広瀬）、年間降水量は 1,876.0 mm（岩国）･1,983.3 mm（玖珂）･2,311.7 mm（広瀬）となっています。
水象	本市では、治水のためのダム整備が行われていますが、ダムの貯水量を超える大雨の発生等に備え、山口県がダムの貯水位、河川の水位等を常時観測しており、観測データは、山口県土木防災情報システムのホームページから確認できます。

<table>
<tr><td>人口・世帯数の推移と年齢別人口</td><td>平成７年に約 15 万６千人であった本市の人口は、令和２年には約 12 万９千人となっており、25 年間で大きく減少しています。同様に、増加傾向にあった世帯数についても、平成 22 年以降減少しています。世帯人数は、平成 22 年において 2.5 人/世帯を下回ってからも減少が続いており、核家族化が進行しています。また、年齢別人口割合は、経年的に 65 歳以上が増加する一方で、15 歳未満は減少しており、少子高齢化が進行しています。</td></tr>
<tr><td>産業別就業者割合</td><td>瀬戸内海沿岸部を中心に石油化学、繊維、パルプ等の基礎素材型産業や一般機械等の地場産業等、多様な工業都市として発展してきましたが、人口減に伴い就業者数も減少しています。産業別就業者割合は、第３次産業が増加し６割を超える一方で、第１次産業と第２次産業は減少し、特に農林水産業の後継者不足が深刻化しています。</td></tr>
<tr><td>観光</td><td>錦帯橋をはじめ、岩国城、吉香公園、美川ムーバレー、弥栄湖等、自然と調和する美しい観光資源が市内随所に点在しています。観光客数は例年約 300 万人で推移していましたが、コロナ禍の影響で減少しています。令和４年は行動制限等の緩和により増加に転じています。</td></tr>
<tr><td>上水道・下水道</td><td>水道普及率は、令和３年３月 31 日現在 85.2%、公共下水道普及率は、令和４年３月 31 日現在 36.3%となっています。</td></tr>
<tr><td>大気質</td><td>大気環境の測定は、山口県が実施しており、令和４年度の測定結果は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、非メタン炭化水素及び微小粒子状物質（PM2.5）について環境基準等を達成していましたが、光化学オキシダントは達成していませんでした。</td></tr>
<tr><td>水質</td><td>水環境の測定は山口県が実施しており、詳細は生活排水処理基本計画（第４編、本書 34 ページ）に記載。</td></tr>
<tr><td>土地利用状況</td><td>令和３年１月１日現在、課税対象民有地のうち約 85%は山林です。宅地として利用されている面積は４%程度となっています。</td></tr>
<tr><td>住宅</td><td>住宅に住む一般世帯の状況は、令和２年 10 月１日現在 56,796 世帯のうち 39,519 世帯が持ち家であり、持ち家率は 69.6%となっています。これは、全国 61.4%、山口県 67.1%よりも高い値となっています。</td></tr>
<tr><td>主要幹線道路網</td><td>国土交通省において岩国・大竹道路、藤生長野バイパスの整備を行っており、本市において昭和町藤生線、楠中津線等を整備しています。</td></tr>
<tr><td>上位計画</td><td>◆国の計画
<table><tr><td>第五次環境基本計画</td><td>平成 30 年４月 17 日閣議決定</td></tr><tr><td>第四次循環型社会形成推進基本計画</td><td>平成 30 年６月 19 日閣議決定</td></tr><tr><td>廃棄物処理施設整備計画</td><td>令和５年６月 30 日閣議決定</td></tr></table>◆県の計画
<table><tr><td>山口県循環型社会形成推進基本計画（第４次計画）</td><td>令和３年３月策定</td></tr></table>◆市の計画
<table><tr><td>第３次岩国市総合計画（前期基本計画）</td><td>令和５年３月策定</td></tr></table></td></tr>
</table>

第３編　ごみ処理基本計画

第１節　ごみ処理の現状と課題

１．ごみの分別･排出方法及び収集方法

現状	①　ごみの分別（表 3-2） 本市域から排出されるごみの分別区分は、焼却ごみ、びん類、かん類、陶磁器及びガラス類、プラスチック類、金属類及び破砕ごみ、資源品、処理困難ごみ、ペットボトル、食品トレーの 10 種としています。さらに、資源品を８分類、処理困難ごみを４分類に細分し、合計 10 種 20 分類としています。また、指定ごみ袋に入らない大きさのごみとして、「粗大ごみ」があります。 ②　排出方法及び収集方法（表 3-1、表 3-3） 家庭系ごみは、本市の直営又は本市が委託した業者が収集する「収集ごみ」と市民自らが処理施設に直接持ち込む「直接搬入ごみ」等があります。さらに、小型家電製品は市役所本庁や総合支所、支所、出張所に設置した使用済小型家電回収ボックスで回収しています。 一方、事業系ごみは、本市の許可業者に委託する「許可業者搬入ごみ」と事業者自らが直接持ち込む「直接搬入ごみ」があります。 収集ごみは、ごみ処理手数料を含んだ指定ごみ袋及び粗大ごみ収集券により排出することが必要です。直接搬入ごみは、施設毎にごみ処理手数料が定められています。
課題	ペットボトルは、岩国市内ペットボトル回収ボックス設置場所（店舗・施設）への持ち出しをお願いしており、随時見直しをしています。また、令和３年度より、高齢者等のごみ出し支援事業、国の認定事業者による小型家電及びパソコンを宅配便で回収する事業、コンタクトレンズ空ケース回収事業を開始しています。ごみの適正処理を推進するため、さらなる周知を図るとともに、市民サービスの維持・向上に努めていく必要があります。

■表 3-1　ごみの排出形態等

排出形態等		排出容器	岩国地域	その他の地域
収集ごみ	焼却ごみ 陶磁器及びガラス類 プラスチック類 金属類及び破砕ごみ びん類、かん類	指定ごみ袋 ※使用済小型家電は本市の施設に設置している回収ボックスに排出することも可能	直営収集・委託収集	委託収集
	資源品	ビニール袋等		
	処理困難ごみ			
	粗大ごみ		委託収集	
	ペットボトル	（拠点回収）	直営収集	
	食品トレー		回収協力店による自主回収	
直接搬入ごみ(一時多量ごみ等)			市民自らが直接搬入	
許可業者搬入ごみ			市の許可業者に委託して搬入	
直接搬入ごみ			事業者自らが直接搬入	

注）一部変則地域あり

■表 3-2 ごみ分別区分

種類・分別区分		具体的品目
①焼却ごみ		台所ごみ、紙製の容器、植木ごみ、布団、トイレ関連品、汚れたプラ　など
②びん類		飲料用のびん類、食料品類のびん、化粧品のびん　など
③かん類		飲料缶、食品の缶（２ℓ以下）、穴をあけたスプレー缶類　など
④陶磁器及びガラス類		陶磁器、ガラス類、鏡類、少量の土、小石、農薬等のびん　など
⑤プラスチック類		容器包装プラスチック（ プラ マークの入った袋や容器類）、発泡スチロール類
⑥金属類及び破砕ごみ		調理に使ったアルミホイルやアルミ容器、金属・ホウロウ製調理器具、塗料・鉱油の缶、２ℓを超える缶、金属製品、破砕ごみ（ プラ マークのないプラスチック製品）、電池を使用しない小型家電製品、白熱球・ＬＥＤ　など
⑦資源品	新聞紙類	新聞紙、折り込みチラシ
	雑がみ（雑誌）類	雑誌、文庫本、カタログ、ノート類、封筒、はがき、包装紙、用紙類、紙箱等の厚紙類、メモ紙・キャラメルの箱等の雑がみ　など
	紙パック	紙パック マークが入った牛乳・飲料用の紙パック
	段ボール	断面形状が波形になっている段ボール
	布（衣）類	シーツ、タオル、毛布、スーツ、コート等厚手の布・革製品、衣類　など
	アルミ缶	アルミマークの付いた飲料用、食品用缶等
	電源コード類 及び充電池内蔵小型家電	充電池内蔵小型家電、電気製品等に付いているコード
	廃食用油	天ぷら油等の不用になった廃食用油
⑧処理困難ごみ	電池類	乾電池・ボタン電池・コイン電池・充電式電池（ニカド電池・リチウムイオン電池等）・小型家電用充電式電池（モバイルバッテリー等）
	蛍光管及び水銀式体温計	サークル管・直管・電球型の蛍光管・水銀式体温計・水銀が付いたもの
	ボンベ・スプレー缶・ ライター類	中身が使い切れない又は穴があけられないボンベ及びスプレー缶類 ・ライター類
	ビデオテープ・カセット テープ類	ビデオテープ・カセットテープ類
⑨ペットボトル		マークが入った飲料、酒類、しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料のペットボトル　など
⑩食品トレー		食品トレー
粗大ごみ		カーペット、タンス、布団、ストーブ、自転車　など　指定ごみ袋に入らない大きさのもの

■表 3-3 ごみ処理手数料（指定ごみ袋販売額など）

区分		サイズ(容量)	販売価格	袋の色
収集ごみ	赤の可燃性 指定ごみ袋	大袋(45ℓ) 中袋(30ℓ) 小袋(20ℓ)	300 円/10 枚(30 円/枚) 300 円/12 枚(25 円/枚) 300 円/20 枚(15 円/枚)	半透明
	緑の不燃性 指定ごみ袋	大袋(45ℓ) 中袋(30ℓ) 小袋(20ℓ)	300 円/10 枚(30 円/枚) 300 円/12 枚(25 円/枚) 300 円/20 枚(15 円/枚)	半透明
	粗大ごみ	自転車、ストーブなど　500 円(形状、重量による処理の困難性が標準のもの) 鏡台、シングルベッドなど　750 円(形状、重量による処理の困難性が比較的大きいもの) オルガン、ダブルベッドなど　1,000 円(形状、重量による処理の困難性が著しく大きいもの) 上記以外の布団類など　250 円		
直接搬入ごみ	焼却ごみ (サンライズクリーンセンター) (岩国市本郷ごみ処理場)	10kg ごとに 150 円		
	不燃ごみ (岩国市リサイクルプラザ) (岩国市本郷ごみ処理場)	10kg ごとに 150 円		

2．ごみ排出量

現状	① ごみ総排出量（図 3-1） 本市の年間ごみ総排出量(基地ごみを除く)は、令和４年度において収集ごみが 26,025 トン、直接搬入ごみが 14,024 トン、集団回収（任意団体等（現在は福祉団体のみ）による資源回収）が 237 トンの合計 40,286 トンです。 過去 10 年間のごみ排出量推移は、減少傾向にあり、10 年間の年平均減少率は収集ごみが 2.0%、直接搬入ごみが 0.5%、集団回収が 3.2%です。 ② １人１日平均排出量（図 3-2） ごみ総排出量（基地ごみを除く）、収集ごみとも減少傾向となっており、令和４年度はごみ総排出量が 855 グラム、収集ごみが 553 グラムでした
課題	収集ごみの年間排出量は、平成 30 年度から令和元年度にかけて横ばいで推移し、それ以降減少傾向にあります。直接搬入ごみ（基地ごみを除く）の年間排出量は、近年増減があるものの概ね横ばい傾向となっています。 直接搬入ごみのうち基地ごみの年間排出量は、平成 29 年 12 月から整備された住宅地（愛宕ヒルズ）のごみ受入れ開始後の数年間、増加する傾向が見られたものの、近年横ばい傾向となっています。

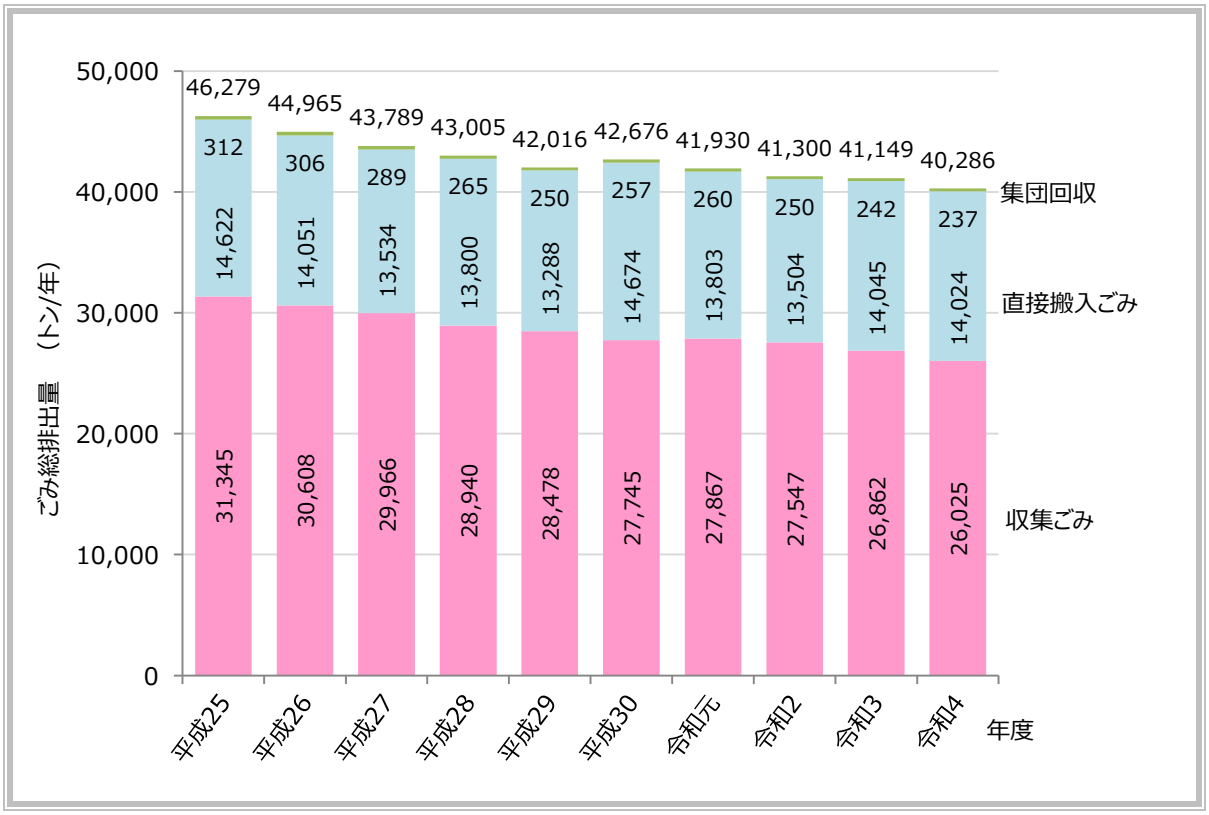

■図 3-1 ごみ総排出量（収集ごみ＋直接搬入ごみ（基地ごみを除く）＋集団回収量）の推移

◆基地ごみを含めたごみ総排出量の推移

- 基地ごみを含めたごみ総排出量は、令和４年度において 43,410 トンです。
- 基地ごみは、平成 25 年度に年間 2,000 トン程度で、平成 30 年度まで増加傾向にありましたが、近年横ばい傾向となっており、令和４年度は 3,124 トンとなっています。
- ごみ総排出量に占める基地ごみの割合は、平成 25 年度において 4.2%でしたが令和４年度は 7.2%と 3.0 ポイント増加しました。

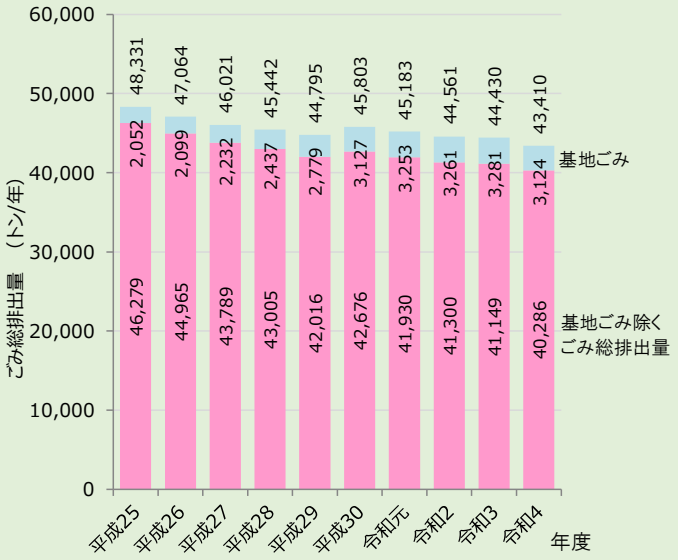

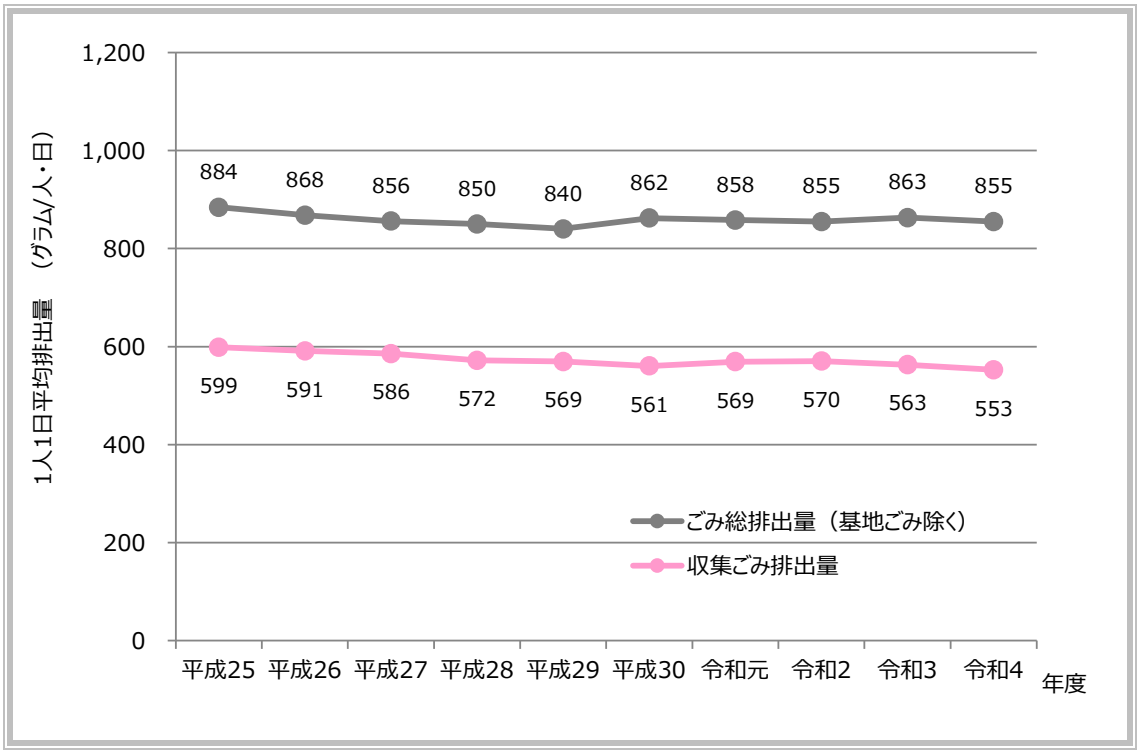

■図 3-2　１人１日平均排出量（基地ごみを除く）

◆ごみ排出量とは

- 収集ごみ量　＝ 家庭から排出され、本市の直営又は本市が委託した業者が収集するごみ
- 直接搬入ごみ量 ＝ 事業所から排出され、収集運搬許可業者あるいは事業者自らが運搬するごみ
  一般家庭から一部直接持ち込みされるごみ及び基地ごみ
- ごみ排出量　＝ 収集ごみ量＋直接搬入ごみ量
- 集団回収量　＝ 任意団体等（現在は福祉団体のみ）による資源回収量
- ごみ総排出量　＝ 収集ごみ量＋直接搬入ごみ量＋集団回収量
- １人１日平均排出量（g/人・日）
  ＝ ごみ量（トン/年）÷行政区域内人口（人）÷365（日/年）×10^6（g/トン）

3．収集ごみの性状

現状

① 焼却ごみ （図 3-3）

紙類が 43.8%、生ごみ（ちゅう芥類）が 36.1%であり、両者で焼却ごみのおよそ 80%を占めています。資源品に分別することで再資源化が可能な紙類やプラスチックが、合計で 20.2%含まれています。このうち、比較的容易に分別できる段ボール、新聞・広告、雑誌の割合は合計で 2.8%です。賞味期限切れなど手付かずや食べ残しで出された食品は、5.3%含まれていました。

② プラスチック類（容器包装プラスチック） （図 3-4）

プラスチック類として適正に排出されていると判断できたものが、全体の 67.5%を占めていました。分別誤りのごみは、全体の 16.9%排出されており、その内訳は、容器包装以外のプラ類（本来、金属類及び破砕ごみに出すべきもの）が 9.2%、ペットボトルが 6.0%となっています。また、汚れの付着した容器包装プラスチック（本来、洗っても汚れが落ちにくいものは焼却ごみに出すべきもの）は、全体の 11.3%排出されていました。

③ 金属類及び破砕ごみ （図 3-5）

容器包装以外のプラ類が 33.7%、金属類が 37.8%、その他の不燃物が 16.8%排出され、合計でおよそ 88%を占めていました。分別誤りについて、容器包装プラスチックが 1.6%、紙類・布類などのその他の可燃物が 3.4%排出されており、カセットテープやライターなどの処理困難物も 1.3%排出されていました。また、小型家電回収ボックスへ出すこともできる小型家電製品は 11.0%排出されていました。

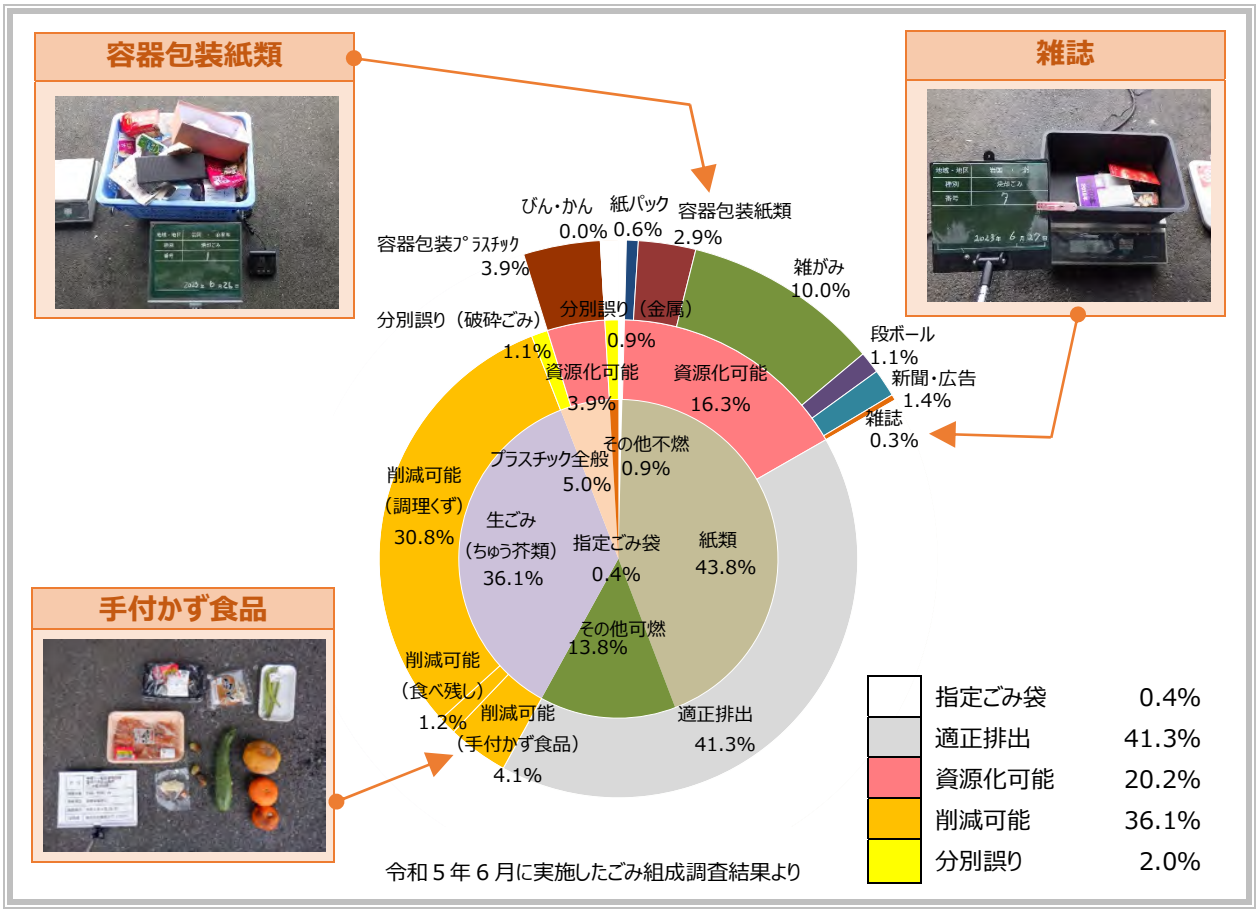

■図 3-3 焼却ごみ（収集）の性状（湿重量比率）

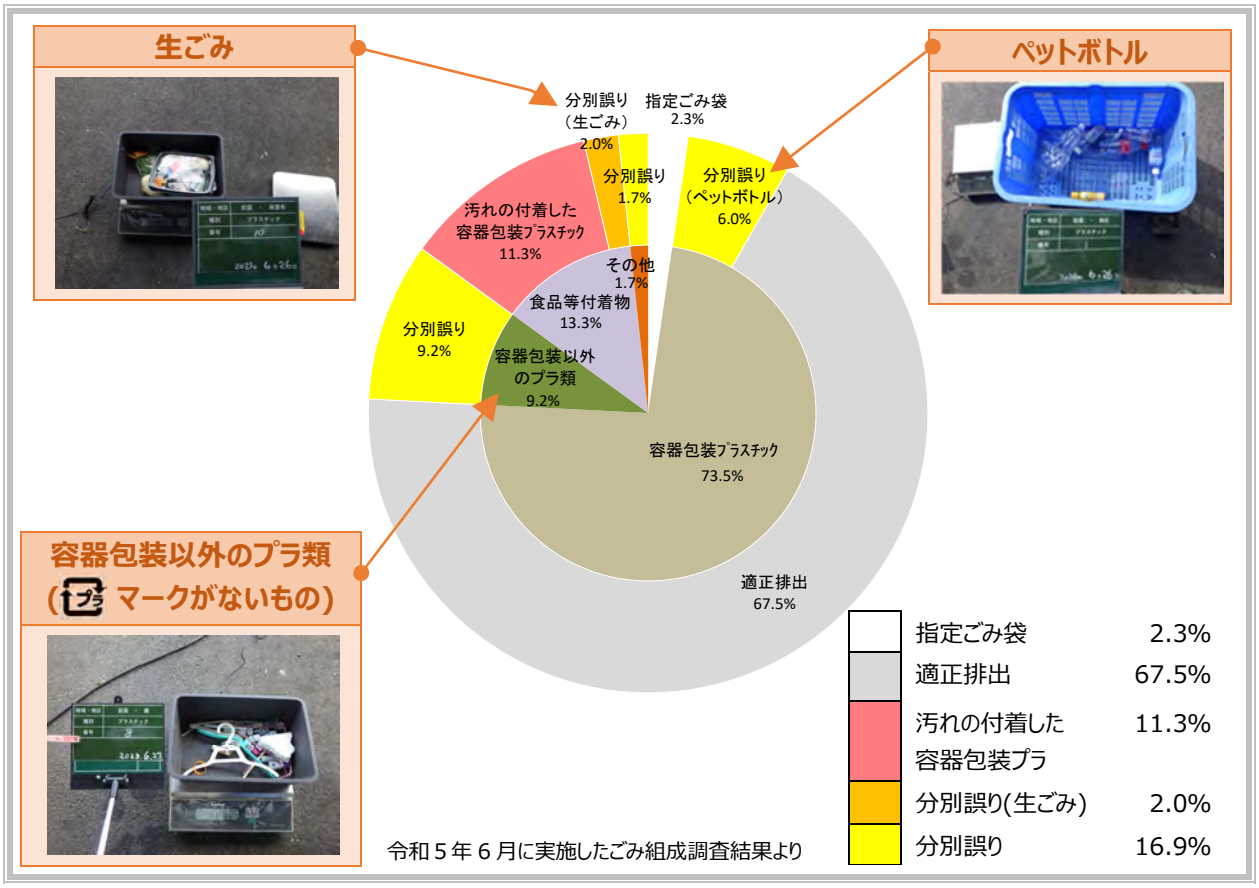

■図 3-4　プラスチック類（収集）の性状（湿重量比率）

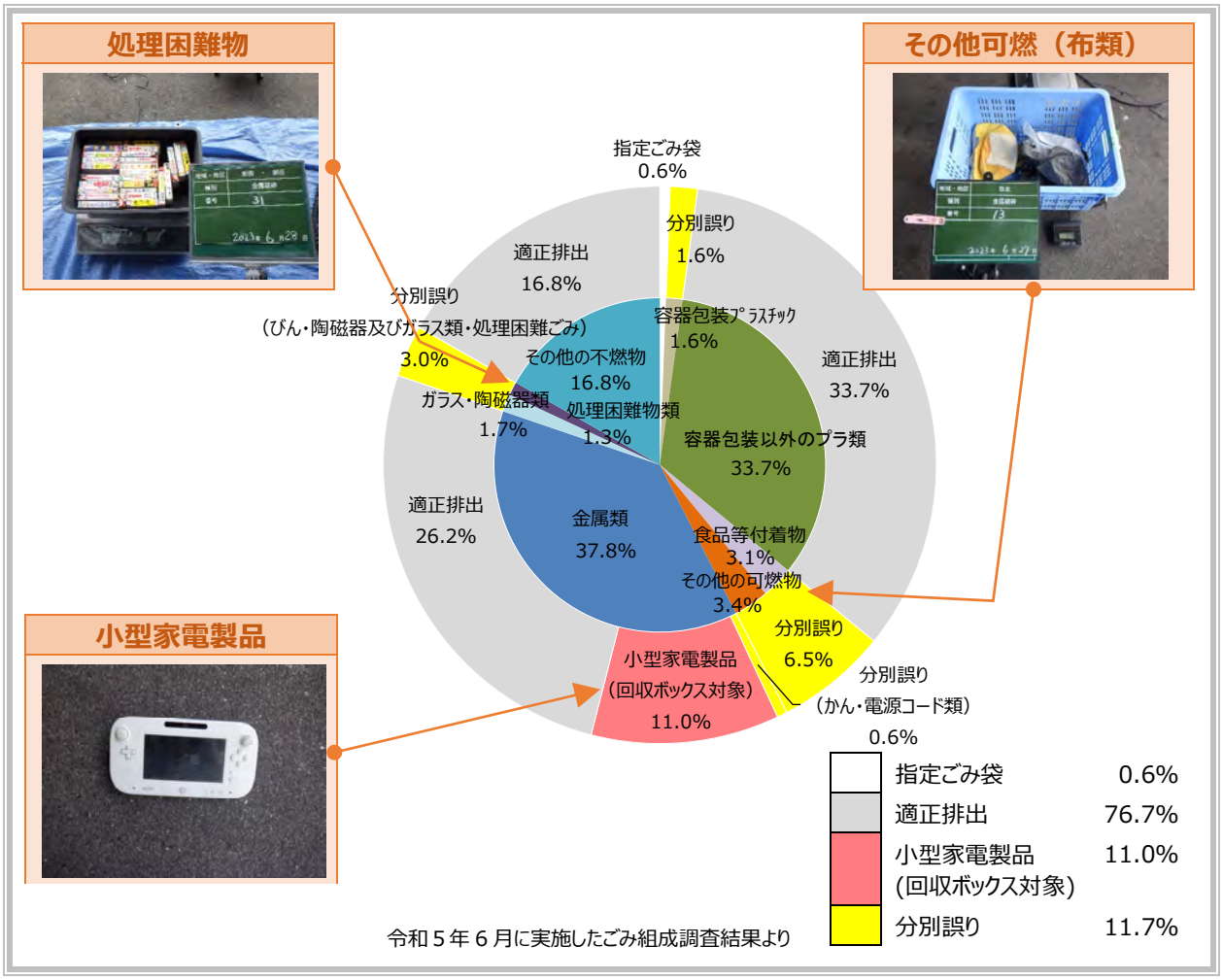

■図 3-5　金属類及び破砕ごみ（収集）の性状（湿重量比率）

課題	① 分別誤りや削減可能なごみについて 焼却ごみには、買いすぎ、作りすぎ、作り方などに気を付けることで削減可能な調理くず、手付かず食品や食べ残しが 36％程度、本来プラスチック類や資源品に出すべき資源化可能なごみが 20％程度排出されています。同様に、金属類及び破砕ごみにはおよそ 12％の分別誤りのごみが、プラスチック類にはおよそ 19％の分別誤りのごみが排出されています。 資源化とごみ減量及び適正処理の推進のため、これらの分別誤りや削減可能なごみを減らしていくことが必要です。 ② 汚れの付着したプラスチック類について プラスチック類には分別誤りに加え、汚れの付着した容器包装プラ類も 11％程度排出されていました。これらは手選別による回収除去作業に労力を要していること等を踏まえ、焼却ごみへの分別・持ち出しへの啓発の継続が必要です。 ③ リチウムイオン電池の適正な持ち出しについて 充電池が取り外せない小型家電製品等のリチウムイオン電池を、金属類及び破砕ごみ等に排出するような誤った出し方は、収集運搬時やリサイクルプラザ選別処理時の火災の原因となっています。適正な持ち出しに関する啓発の継続が必要です。 ④ プラスチック資源循環法への対応について 金属類及び破砕ごみの 34％のうち、この区分割合のおよそ半分が製品プラスチック（プラ マークがないもの）として資源化できる可能性があります。令和４年４月からスタートしたプラスチック資源の促進等に関する法律への対応のため、製品プラスチック（プラ マークがないもの）の資源化に向けた取り組みが必要です。

◆容器包装プラスチックについて

- 容器包装リサイクル法では、容器包装廃棄物のうち「ＰＥＴボトル」「プラスチック製容器包装」「ガラスびん」「紙製容器包装」を再商品化の対象と定めています。本市では、同法「プラスチック製容器包装」について、容器包装プラスチック（プラ マークが入った袋や容器類）として分別・持ち出しをお願いしています。

◆製品プラスチック（プラ マークがないもの）について

- プラスチック資源循環法で定める「プラスチック使用製品廃棄物（プラスチック製品全般で不要になったもの）」のうち、容器包装リサイクル法で定める「プラスチック類容器包装」を除いたものを指します。本市では、現在、金属類及び破砕ごみへの分別･持ち出しをお願いしています。

４．リサイクル･最終処分

現状	令和４年度における本市のごみ総排出量（基地ごみを含む）は 43,410 トンです。うち、住民等による集団回収量も含めた資源化量は 5,995 トン、焼却灰のセメント原料化量は 3,604 トン、発電量を換算した資源化量を含めたリサイクル率は 39.6%です。 資源化後のごみは、焼却処理等により 31,997 トンを減量し、残りの 1,814 トンを埋立処分しており、最終処分率は 4.2%となっています。（図 3-6、表 3-8） 本市のリサイクル率、最終処分率を令和３年度の山口県平均、全国平均と比較すると、全国平均、山口県平均より高い水準にあります。
課題	本市のリサイクル率、最終処分率は、全国平均、山口県平均より高い水準にあるものの、循環型社会の形成のために、市民、事業者によるごみ削減量や資源化量を増やしていくことが必要です。また、容量に限りのある最終処分場を長く使っていくため、埋立物の焼却処理等による最終処分量の削減が必要です。

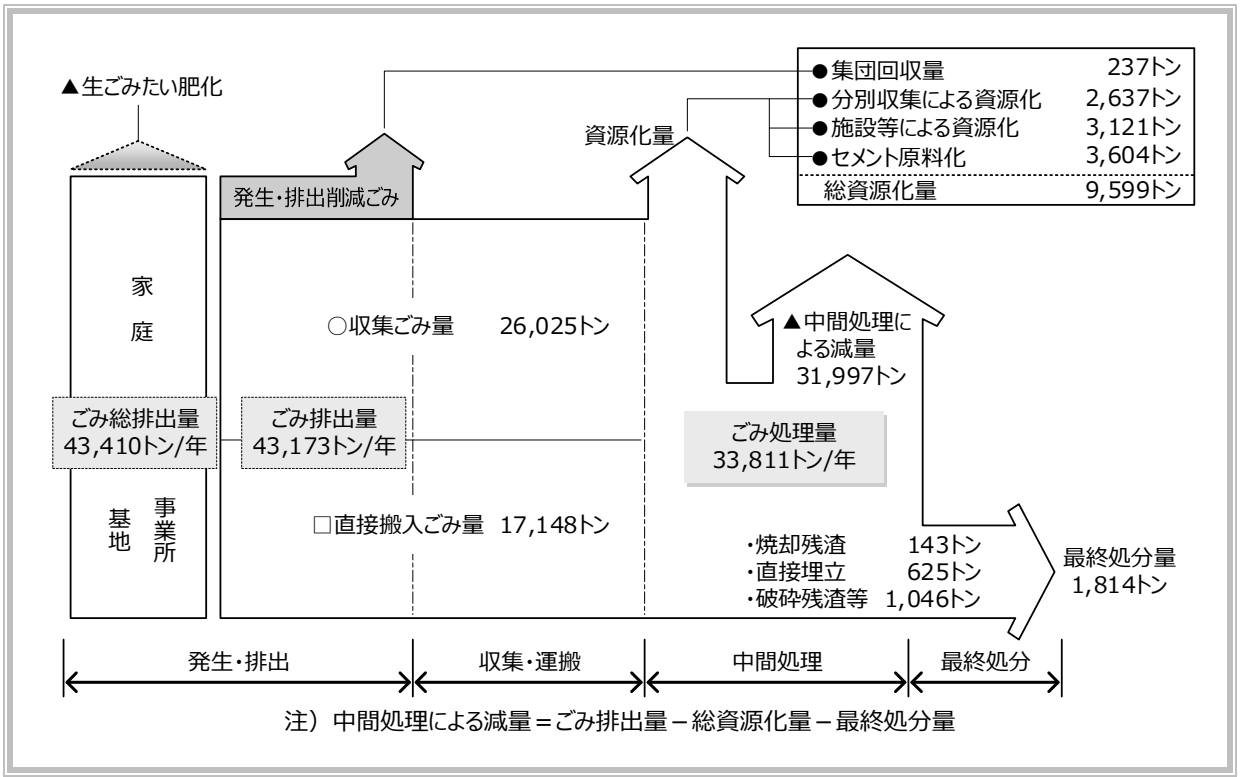

■図 3-6 本市におけるごみ資源化･減量の流れ（令和４年度）

■表 3-4 リサイクル率･最終処分率（令和３年度）の比較

区分	リサイクル率	最終処分率
本　　市	39.5%（39.6%）	4.2%（4.2%）
山口県平均	32.5%	5.2%
全国平均	19.9%	8.7%

注）1．リサイクル率＝（総資源化量＋発電量換算資源化量）÷ごみ総排出量（山口県及び全国はごみ処理量）×100
2．最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量（山口県及び全国はごみ処理量）×100
3．山口県及び全国の値は、環境省ホームページによる。
4．本市（　）内の数値は、令和４年度の値を示す。

５．ごみ処理処分システム

現状	本市域及び和木町から排出された焼却ごみは、サンライズクリーンセンターで焼却処理を行っています。処理後の焼却灰は、セメント原料として再資源化しています。 また、本市域から排出された金属類及び破砕ごみやプラスチック類、びん類やかん類、ペットボトル等、さらに和木町から排出されたプラスチック類は、リサイクルプラザで破砕・選別処理あるいは一時保管し、再生利用と減容化等を行っています。処理した後の破砕残渣のうち、可燃性残渣はサンライズクリーンセンターで焼却処理、不燃性残渣は日の出町最終処分場に埋立処分しています。 ごみ処理の効率化を促進するため、本郷地域、錦地域、美川地域、美和地域のごみは、本郷ごみ処理場を活用して中継運搬を行っています。 古紙類などの資源品は、業者に直接搬入して資源化しています。
課題	サンライズクリーンセンターは、平成 31 年４月から本稼働しており、効果的に運用するためには、引き続き適切な維持管理が必要です。 リサイクルプラザは、供用開始から 25 年目を迎えており老朽化への対応に加え、プラスチック資源循環法への対応のため、建物全体の改修を視野に入れた検討が必要です。

■表 3-5 施設概要

施設名		処理対象ごみ	対象地域	供用開始年月
焼却施設	サンライズクリーンセンター	焼却ごみ	全地域（和木町分も受入れ）	平成 31(2019)年４月
資源化処理施設	岩国市リサイクルプラザ	陶磁器及びガラス類 プラスチック類 金属類及び破砕ごみ びん類 かん類 処理困難ごみ 粗大ごみ ペットボトル	全地域（和木町分のプラスチック類も受入れ）	平成 11(1999)年４月
中継施設	岩国市本郷ごみ処理場	全分別品目	本郷地域、錦地域、美川地域、美和地域	昭和 50(1975)年４月
最終処分場	岩国市日の出町最終処分場	焼却残渣・破砕残渣 陶磁器及びガラス類	全地域	平成 14(2002)年４月
	岩国市周東埋立処分場	陶磁器及びガラス類（安定物のみ）	周東地域	昭和 59(1984)年４月

注）1．現在供用中の施設を掲載。

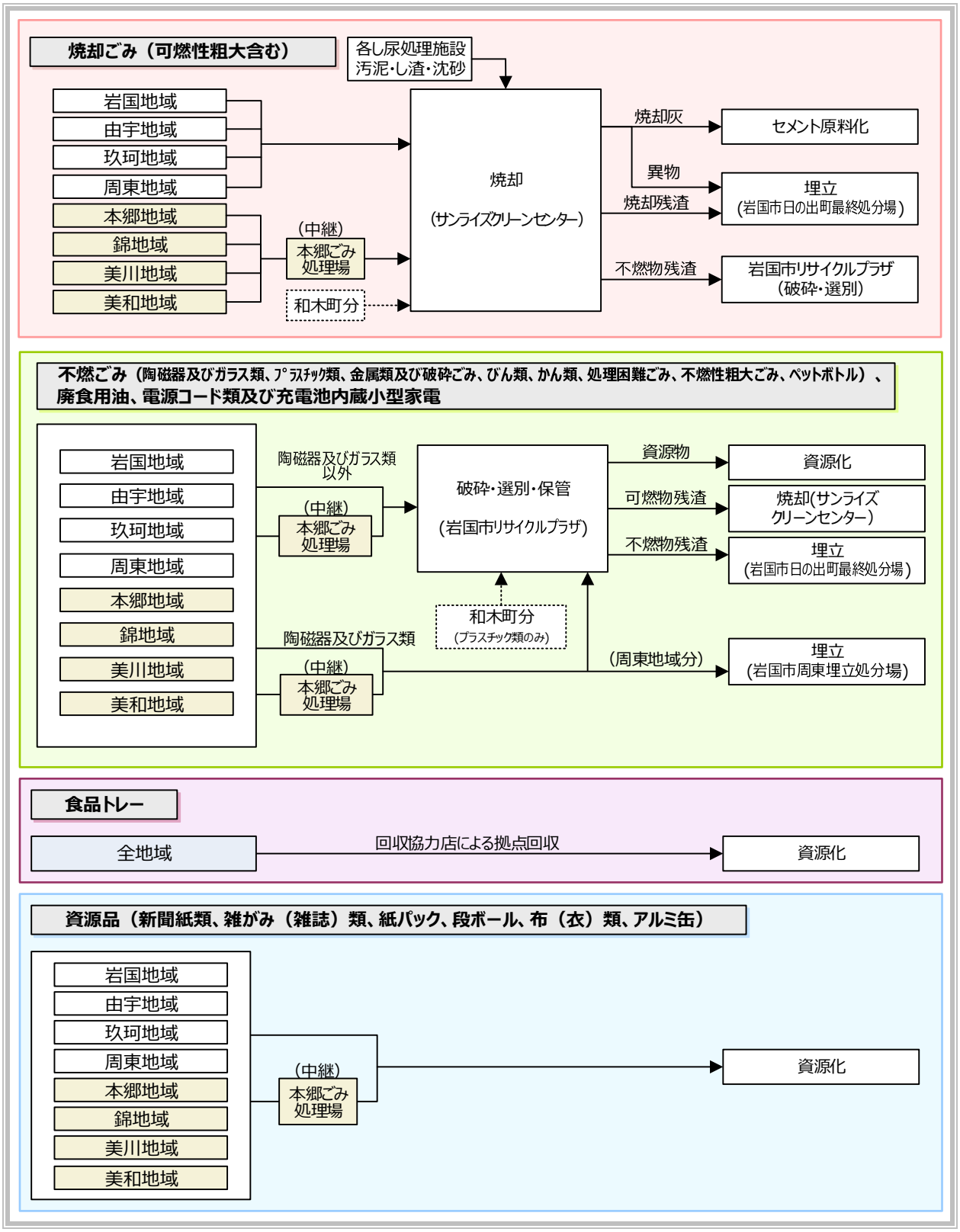

■図 3-7　本市のごみ処理の流れ（令和４年度）

6．市民意識等

現状	① 市民意識 （図 3-8） 市民アンケート調査（令和５年８月実施、アンケート数 1,500、回答数 652）では、「３Ｒの認知度」や「循環型社会の認知度」は 40～50%程度が「知っている」と回答しています。ごみ排出削減に関する取り組みは、「買物袋の持参やレジ袋・過剰包装の断り」や「生ごみ水切り等のごみの減量化」など、70～90%の市民が行っている取り組みがある一方で、「リース・レンタルの活用」、「不要品の譲り合い」、「ばら売り、量り売り商品の選択」など、あまり行われていない取り組みもあります。また、10 種 20 分類のごみ分別は、「大体分かる」を含めて 95%程度の市民が分別区分を理解しており、分別をせずにごみを出しているとの回答はごくわずかでした。 ② 事業者意識 （図 3-9） 事業者の意識等は、事業者アンケート調査（令和５年８月実施、アンケート数 500、回答数 182）によると、一般廃棄物と産業廃棄物の区分を認識していない事業所が５%程度ありました。また、減量やリサイクルを経営方針に位置付けていない事業所が 45%程度ありました。ごみ減量や有効利用の取り組みは、生ごみについて取り組んでいないとする事業所が 75%程度（145 事業所の回答のうち）であったのに対し、古紙類等は、75%以上（160 事業所の回答のうち）の事業所が取り組んでいる状況にあります。
課題	市民に対しては、３Ｒや循環型社会についての認知度向上を図るとともに、より一層ごみ排出削減の取り組みの実践を推進していく必要があります。また、事業者に対しては、適正処理の意識向上や事業系ごみの排出削減、リサイクル推進のために啓発や支援等が必要です。

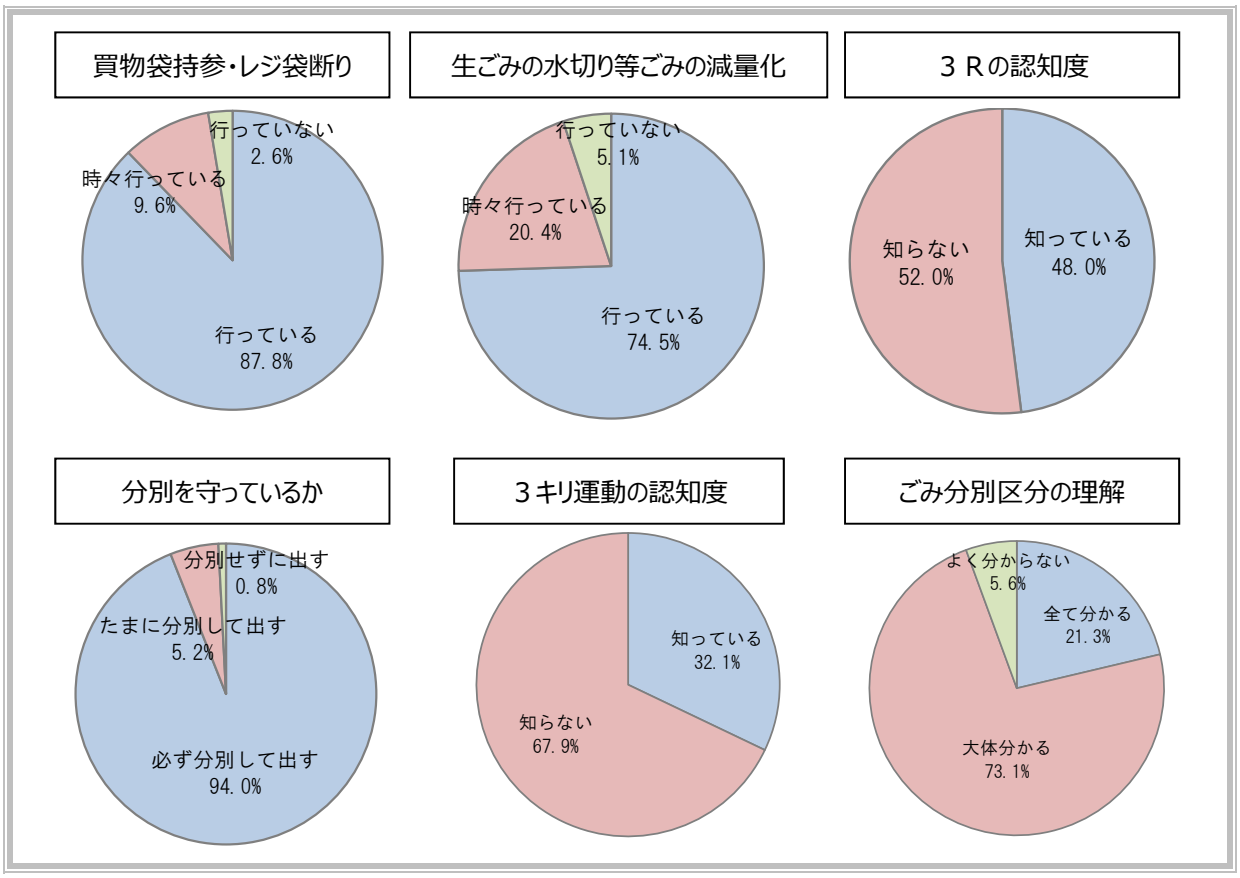

■図 3-8 市民アンケート調査結果（抜粋）（令和５年８月実施）

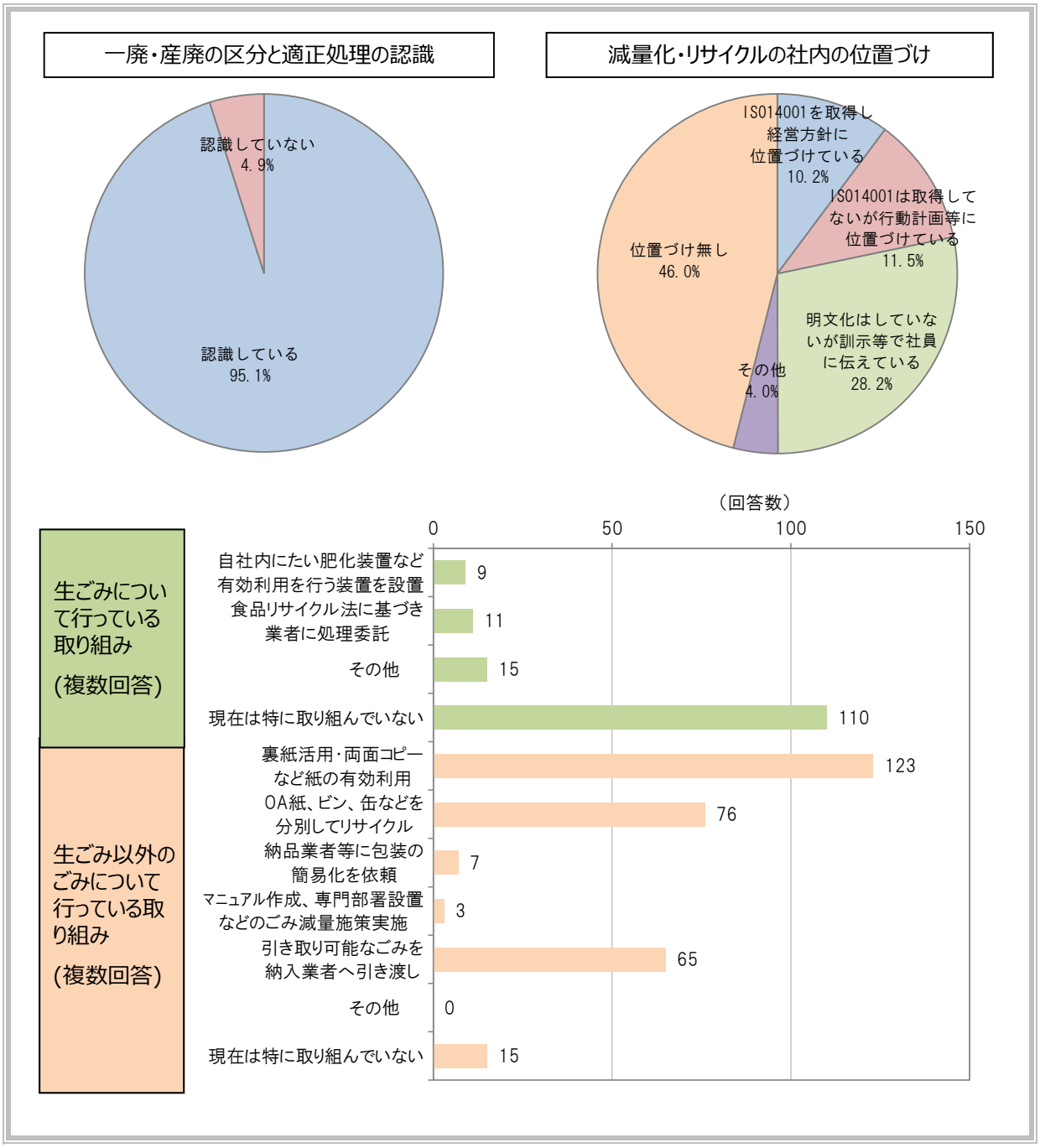

■図 3-9　事業者アンケート調査結果（抜粋）（令和５年８月実施）

7．ごみ処理経費

現状	本市の年間ごみ処理経費は、令和４年度において約 35 億２千万円です。内訳は、収集経費が約 10 億９千万、処理・処分経費が約 24 億３千万円です。 市民１人あたりにすると約 27,200 円、ごみ１トンあたりにすると約 47,900 円となります。
課題	ごみ処理経費には最低限必要なものがあるため、ごみ量を減らしたとしても必ずしもその割合だけ処理経費は小さくなりませんが、処理を効率化することで削減することは可能です。そのため、現在の処理システムを効率的なものとすることが必要です。

第２節　基本理念

本計画におけるごみ処理の基本理念は、次に示す通りとします。

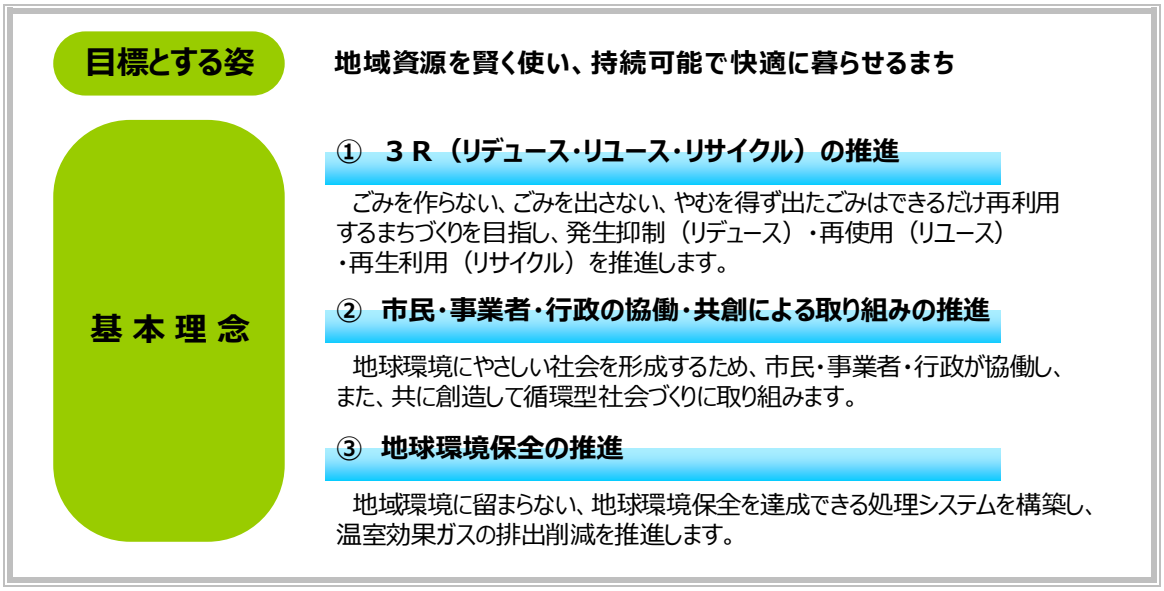

■図 3-10　ごみ処理の基本理念

第３節　基本方針

本市におけるごみ処理の基本方針は、第３次岩国市総合計画（前期基本計画）に基づき、次に示す通りとします。

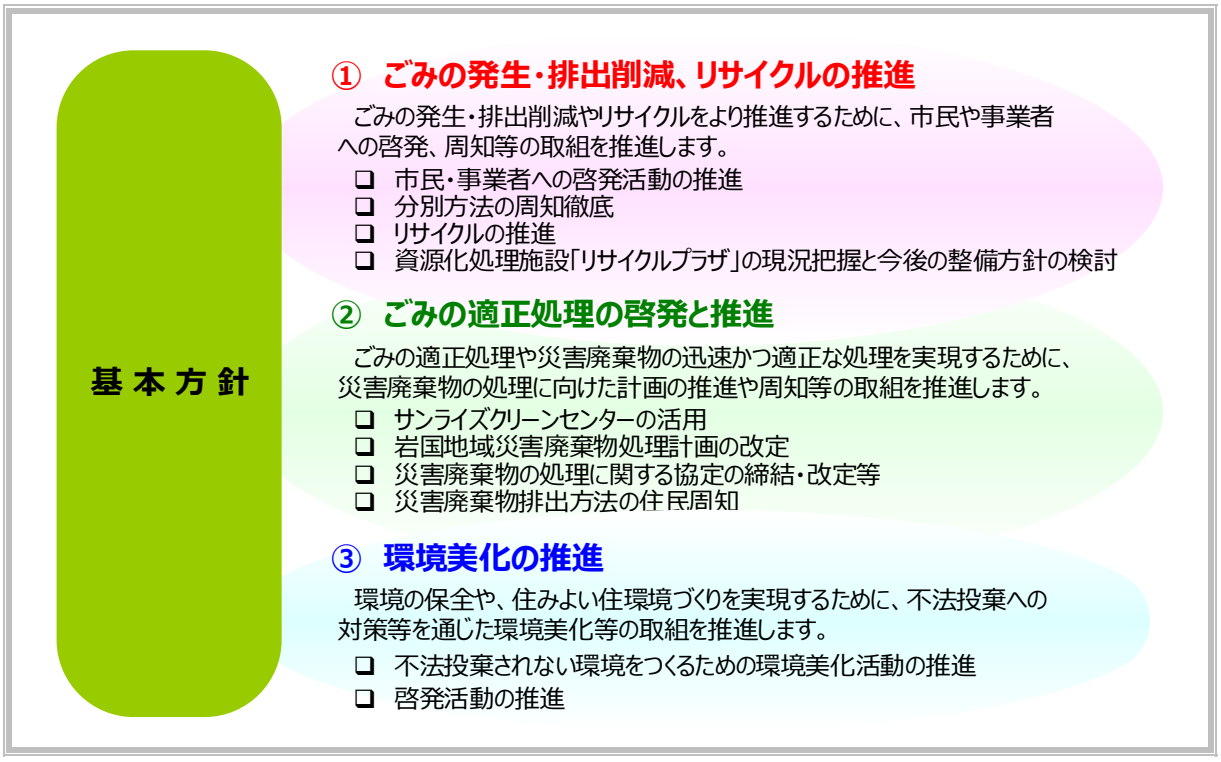

■図 3-11　ごみ処理の基本方針

第４節 数値目標

本市におけるごみ処理に関する目標値として、発生・排出削減目標、リサイクル目標、最終処分目標、市民意識等の向上に関する目標、環境保全に関する目標を設定します。

１．ごみ処理の実績と既定計画の目標値との比較

既定計画では、収集ごみ（家庭系）のごみ排出量について、平成 29 年度１人１日平均排出量実績値（569.3 グラム）に対し、令和５年度において約 33 グラム削減（536 グラム）、直接搬入ごみ（基地ごみ除く）のごみ排出量について、平成 29 年度１日平均排出量実績値（36.39 トン）に対し、約 2.4 トン削減（33.95 トン）を目標値としています。

一方、令和４年度において、ごみ排出量の実績は収集ごみ１人１日平均排出量 552.6 グラム、直接搬入ごみは１日平均排出量 38.42 トンでした。収集ごみは、平成 29 年度実績より減少していますが、直接搬入ごみは増加しており、いずれも目標値を達成できていない状況にあります。

■表 3-6 既定計画におけるごみ発生･排出削減目標と実績値

	実績		既定計画目標
	平成 29 年度	令和４年度	令和５年度
行政区域内人口（人）	137,044	129,041	127,334
収集ごみ １人１日平均排出量(グラム/人・日)	569.3	552.6	536.0
直接搬入ごみ １日平均排出量（トン/日）	36.39	38.42	33.95
ごみ総排出量(収集＋直接搬入＋集団回収) １人１日平均排出量（グラム/人・日）	840.0	855.3	807.9

２．ごみ発生総量の将来見込み(単純推計)

これまでの排出量の実績を基に将来見込みを行った場合（以下「単純推計」という。）は、現状レベルの排出量で推移するものと予測されます。

◆行政区域内人口の将来見込みについて

本市の行政区域内人口は減少傾向が継続しており、令和４年度は 129,041 人でした。

将来の行政区域内人口も減少すると見込んでいます。

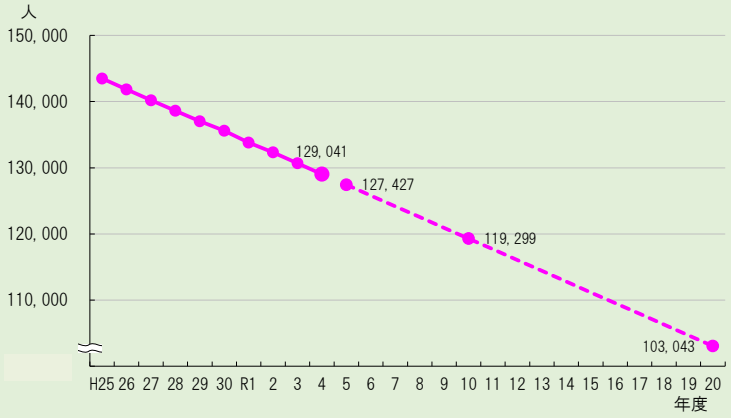

3．数値目標

本計画でも既定計画と同様に、市民・事業者に対する目標を示すため、発生・排出削減目標は基地ごみを除いた目標値として設定します。

（1）発生･排出削減目標

本計画におけるごみ発生・排出削減目標は、令和４年度に 855.3 グラムであった１人１日平均ごみ総排出量を、令和 10 年度の中間目標年度において 30 グラム減の 825 グラム、令和 20 年度の計画目標年度において 88 グラム減の 767 グラムにします。

なお、発生・排出削減目標は、収集ごみ、直接搬入ごみそれぞれについても設定します。

収集ごみ、直接搬入ごみそれぞれの対象品目や削減目標は、次に示す通りです。

■表 3-7　発生･排出削減目標

<table>
<tr><th></th><th>収集ごみの対象品目と削減量等</th><th>直接搬入ごみの対象品目と削減量等</th></tr>
<tr><td rowspan="5">対象品目</td><td>焼却ごみには『もったいない』という意識を持って生活することや分別徹底により、削減や再資源化が可能なものが含まれていることから、これらを対象としました。</td><td>直接搬入ごみは事業系ごみが大部分を占めています。特に許可業者搬入ごみは、多量に排出する事業者のごみも含まれており、ＯＡ紙やちゅう芥類、古紙類などが排出されていることから、これらを対象としました。</td></tr>
<tr><td colspan="2">発生・排出削減（焼却ごみに含まれている削減可能な品目のうち次の品目を対象）</td></tr>
<tr><td>『手付かず食品』
ムダなものを買わない、食事はちょうど良い量を作るなどを心がけることで削減
『調理くず』
エコクッキング及び生ごみ処理機器等で処理するなどで削減</td><td>『ＯＡ紙』
本市が推進する機密文書のリサイクルに取り組むことなどで削減
『ちゅう芥類』
たい肥化や売れ残りが出ないように仕入を行うことなどで削減</td></tr>
<tr><td colspan="2">再資源化（焼却ごみに含まれている資源品として位置付けられている次の品目を対象）</td></tr>
<tr><td>『紙パック』『段ボール』『雑誌』
『新聞・広告』『雑がみ』『容器包装紙類』
資源品として分別するか、地域の資源回収、あるいは量販店等の拠点回収に出すことで再資源化
『容器包装プラスチック類』
分別徹底することで再資源化</td><td>『古紙類』
『容器包装プラスチック類』
段ボール等の古紙類及び容器包装プラスチック類は、分別することで再資源化</td></tr>
<tr><td>削減目標</td><td>令和４年度に 552.6 グラムであった収集ごみの１人１日平均排出量を、令和 10 年度の中間目標年度において約 26 グラム減の 527 グラム、令和 20 年度の計画目標年度において約 73 グラム減の 480 グラムにします。</td><td>令和４年度に 38.42 トンであった直接搬入ごみの１日平均排出量を、令和 10 年度の中間目標年度において約３トン減の 35.0 トン、令和 20 年度の計画目標年度において約９トン減の 29.0 トンにします。</td></tr>
</table>

※　分別徹底による資源品の増加に関しては、ごみ排出量は変化しないため、ごみ発生・排出削減目標値への影響はありませんが、リサイクル率アップには寄与します。

●ごみ総排出量（収集ごみ＋直接搬入ごみ＋集団回収）の発生・排出削減目標

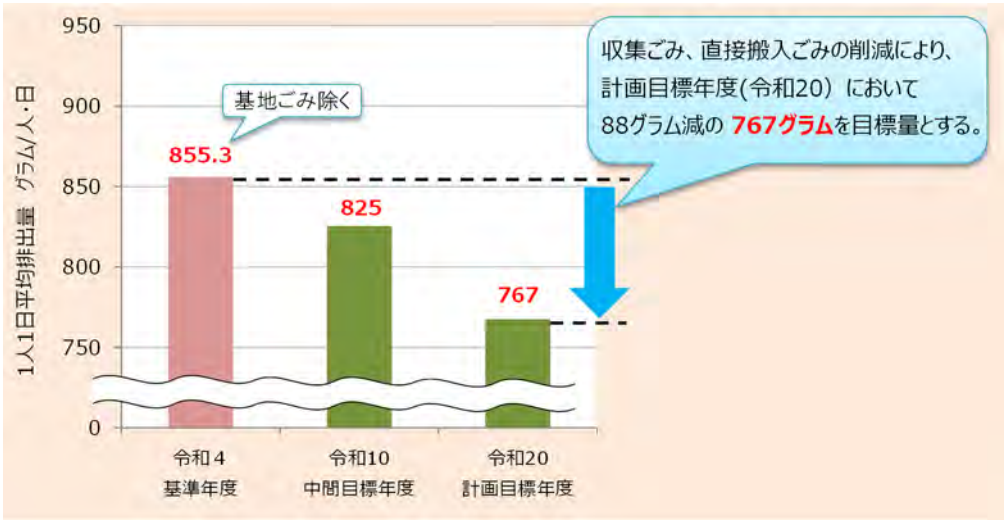

■図 3-12　ごみ発生・排出削減目標

●収集ごみの発生・排出削減目標値

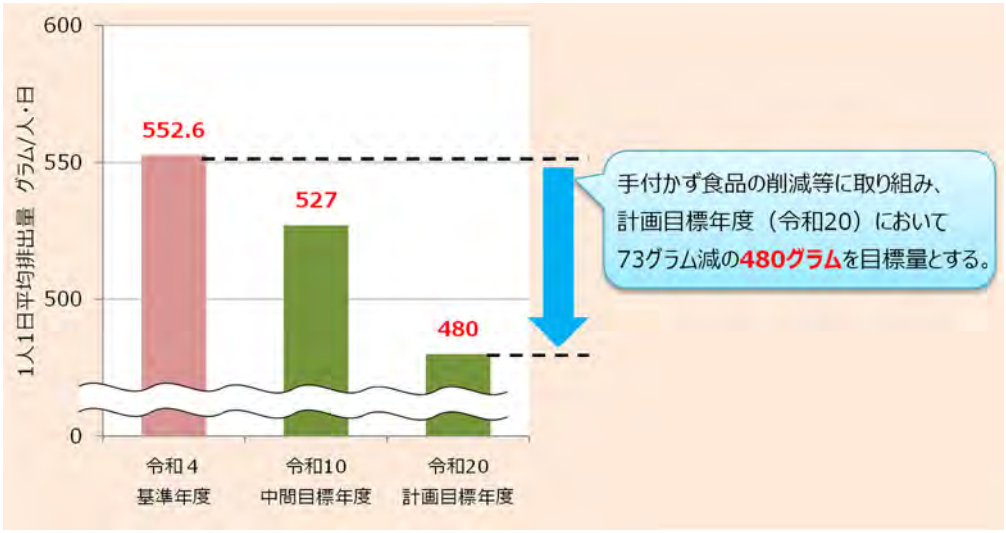

●直接搬入ごみの発生・排出削減目標値

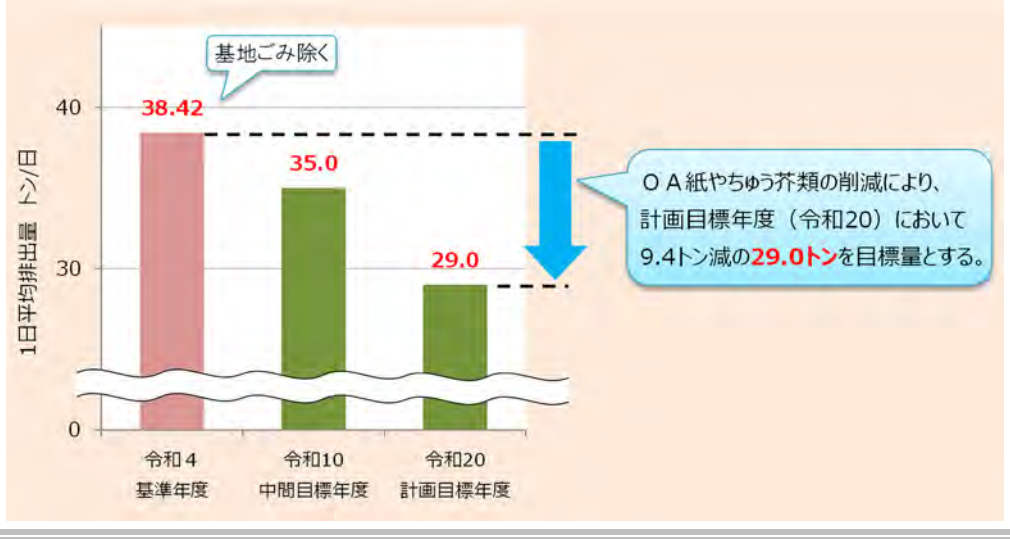

■図 3-13　収集ごみ・直接搬入ごみの発生・排出削減目標

（２）リサイクル目標

リサイクル目標を、サンライズクリーンセンターによる発電量を含めたリサイクル率として、中間目標年度である令和 10 年度に 40.3%、計画目標年度である令和 20 年度に 41.6%とします。

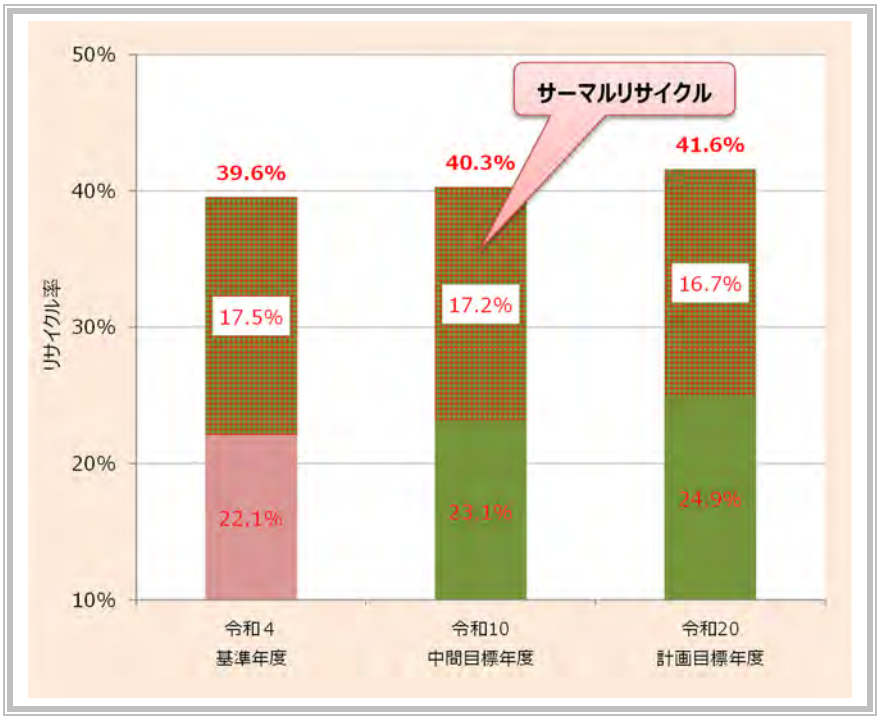

■図 3-14 リサイクル目標（発電量を含めたリサイクル率）

（３）最終処分目標

最終処分目標は、中間目標年度である令和 10 年度において最終処分量を 1,661 トンに、計画目標年度である令和 20 年度において最終処分量を 1,387 トンにします。

■図 3-15 最終処分目標（最終処分量）

（４）数値目標の総括

数値目標の総括を以下に示します。

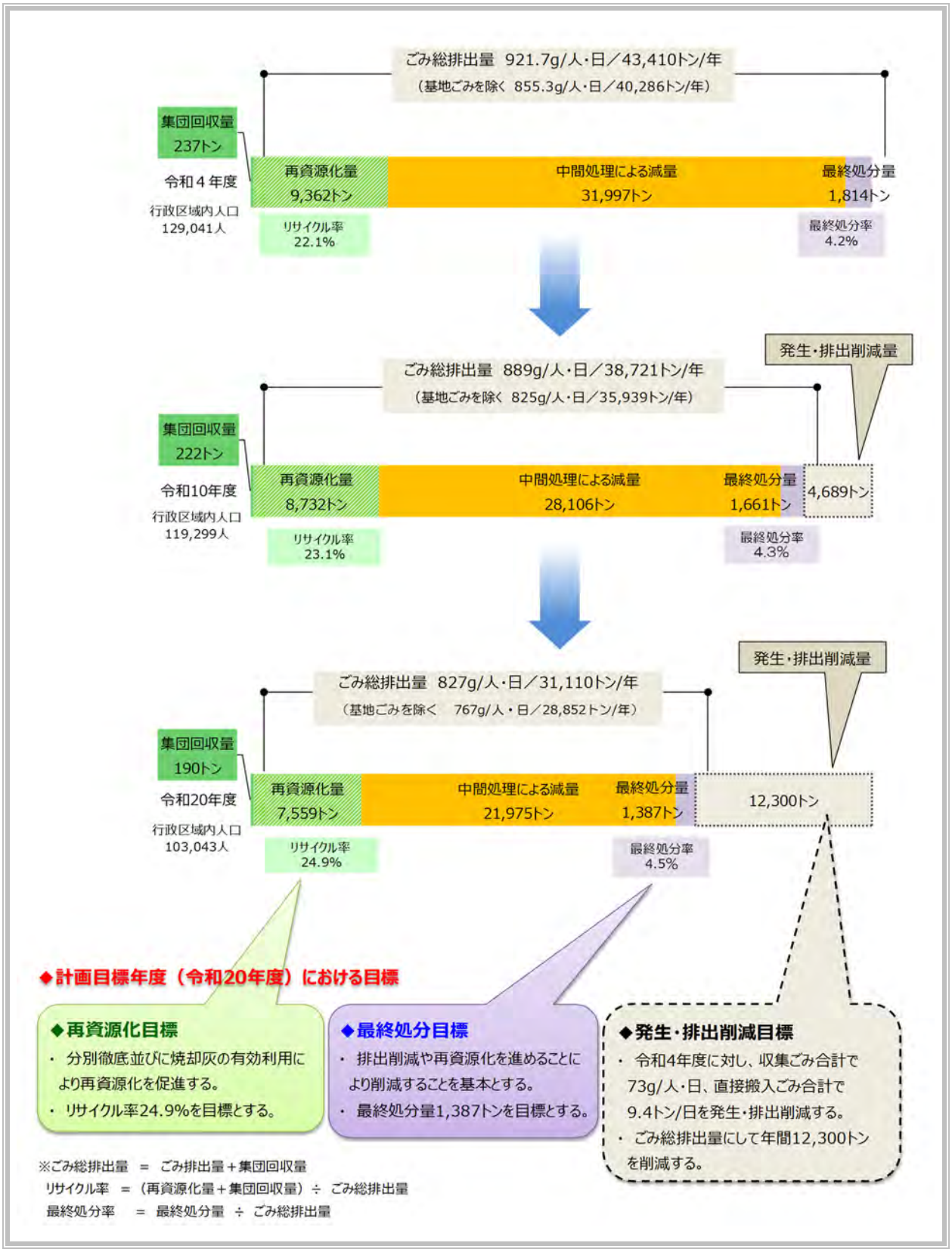

■図 3-16 数値目標の総括

4．市民意識･事業者意識の向上に関する目標

循環型社会は、市民・事業者のごみ発生・排出削減やリサイクル等の取り組みにより実現できます。そのためには市民・事業者の意識向上や取り組みの実践が不可欠です。

令和５年８月に行ったアンケート調査結果では、平成 30 年時と比べて値を上げた項目が過半数を占めており、市民意識の向上が見られました。

今回は､令和６年度を初年度､令和 20 年度を計画目標年度とする 15 年間の第２次計画として、新たに計画目標年度における目標値と、令和６年度から令和 10 年度の前期計画に係る中間目標年度の目標値を定めました。

■表 3-8 市民意識の向上に関する目標

項　　目	選択肢	中間目標年度目標値	計画目標年度目標値	平成25調査結果	平成30調査結果	令和５調査結果
①「３Ｒ（スリーアール）」という言葉の認知度	知っている	60%	70%	43.0%	45.2%	48.0%
② 循環型社会の認知度	知っている	60%	70%	39.0%	37.8%	49.5%
③ 発生抑制(リデュース)に関する取組状況						
ア．長く使える商品を選んで購入している。	選んで購入している	70%	80%	57.3%	55.7%	54.5%
イ．物を大切に使い、長期の使用に努めている。	努めている	100%	100%	97.2%	94.6%	96.1%
ウ．故障したとき、できるだけ修理して使っている。	修理して使っている	100%	100%	85.3%	77.5%	81.6%
エ．買い物の時、買い物袋を持参し、レジ袋や過剰な包装を断るようにしている。	行っている	100%	100%	88.7%	83.5%	87.8%
オ．買い物の時、ばら売り商品や量り売り商品を選ぶようにしている。	選んでいる	40%	50%	25.3%	21.8%	29.2%
カ．一時的に必要なものは、リース・レンタルや共同利用などをしている。	している	30%	40%	19.9%	11.6%	12.6%
キ．「3キリ運動」とは、どのような行動のことか知っている。	知っている	50%	60%	－	－	32.1%
ク．買いすぎ、作りすぎをせず、生ごみを少なくするなどの料理方法（エコクッキング）を心がけている。	心がけている	100%	100%	83.1%	82.6%	87.1%
ケ．生ごみの水切りなど、ごみの減量化を行っている。	行っている	100%	100%	81.7%	79.4%	74.5%
コ．詰め替え可能な商品を選んで購入している。	選んで購入している	90%	100%	75.4%	73.9%	72.6%
④ 再使用(リユース)に関する取組状況						
ア．知人や友人と不要品を譲りあっている。	譲りあっている	30%	40%	18.5%	16.2%	17.8%
イ．リターナブルびん（ビールびん、牛乳びん等）など、再使用可能な商品を選んでいる。	選んでいる	40%	50%	22.3%	21.6%	21.1%
ウ．不要品は、リサイクルショップやフリーマーケット等に持ち込んでいる。	持ち込んでいる	40%	50%	17.5%	16.5%	20.4%
⑤ 再生利用(リサイクル)に関する取組状況						
ア．再生資源を利用した商品など環境にやさしい商品を購入している。	購入している	50%	60%	33.1%	26.9%	27.2%
イ．生ごみをたい肥化するなど、自家処理を行っている。	行っている	40%	50%	23.3%	22.4%	19.0%
⑥ その他の取組状況						
ア．リサイクルや環境美化活動など、地域の環境活動に参加している。	参加している	40%	50%	21.2%	18.0%	16.8%
イ．地域の学習会や講習会等に参加している。	参加している	20%	30%	5.9%	6.5%	4.2%
⑦ 適正処理に関する取組状況						
ア．ごみの分け方はすべて分かる。だいたい分かる	すべて分かる及びだいたい分かる	100%	100%	93.5%	94.2%	94.4%
イ．ごみは10種20分類に分けて出している。	必ず分別して出している	100%	100%	91.1%	94.2%	94.0%
⑧ プラスチックごみ問題の認知度	よく知っている及ある程度知っている	100%	100%	－	－	89.3%
⑨ プラスチックごみ削減の取組状況	取組んでいることがある	100%	100%	－	－	97.3%

注）1．　平成 25 年８月、平成 30 年８月、令和５年８月に実施した「アンケート調査」結果より

注）2．　表中の ▭ の項目は、本計画に盛り込む個別計画である食品ロス削減推進計画の目標値とします。

■表 3-9　事業者意識の向上に関する目標

項　　目	選択肢	中間目標年度目標値	計画目標年度目標値	平成25調査結果	平成30調査結果	令和５調査結果
① 経営方針におけるごみ減量化・リサイクルの位置づけ						
ア．ISO14001を取得し、ごみ減量化・リサイクルを経営方針に位置付けている。	位置付けている	30%	40%	11.0%	11.6%	10.2%
イ．ISO14001は取得していないが、環境憲章・行動計画の中に位置付けている。	位置付けている	30%	40%	13.3%	9.7%	11.5%
② ＯＡ紙，新聞紙，ちゅう芥類（生ごみ）などのごみの減量対策の実施	実施している	80%	90%	61.5%	57.2%	61.1%
③ 事業所でのごみ減量への取組						
ア．使用済の裏紙の活用や、両面コピーをするなど紙を有効利用している。	有効利用している	100%	100%	83.1%	76.7%	76.9%
イ．OA紙，ビン，缶などの分別により、リサイクルを行っている。	リサイクルを行っている	80%	90%	65.0%	53.5%	47.5%
ウ．納品業者等に包装の簡易化を依頼している。	依頼している	30%	40%	16.9%	7.4%	4.4%
エ．ごみ減量のための施策(マニュアル作成，専門部署の設置など)を実施している。	実施している	20%	30%	8.6%	4.2%	1.9%
オ．引き取りが可能なごみは、納入業者等に引き渡している。	引き渡している	70%	80%	53.4%	42.8%	40.6%
カ．自社内にたい肥化装置を設置している。	設置している	20%	30%	6.5%	5.4%	6.2%
④ ごみ処理費用の把握	把握している	100%	100%	83.7%	80.2%	82.7%
⑤ プラスチックごみ問題の認知度	よく知っている及びある程度知っている	90%	100%	-	-	75.0%
⑥ プラスチックごみ削減の取組状況	取組んでいることがある	70%	80%	-	-	56.6%

注）1．　平成 25 年８月、平成 30 年８月、令和５年８月に実施した「アンケート調査」結果より

5．環境保全に関する目標（ごみ焼却に伴う温室効果ガス排出量削減）

サンライズクリーンセンター（焼却分）における環境保全に関する目標は、中間目標年度である令和 10 年度において焼却に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を 11.9%削減し、5,593 トン-CO_2 にします。市民・事業者のごみ発生・排出削減の協力を得て、焼却対象ごみの削減を図ることで、令和４年度の温室効果ガス排出量に対し、中間目標年度である令和 10 年度は約 760 トン-CO_2 の削減を見込みます。

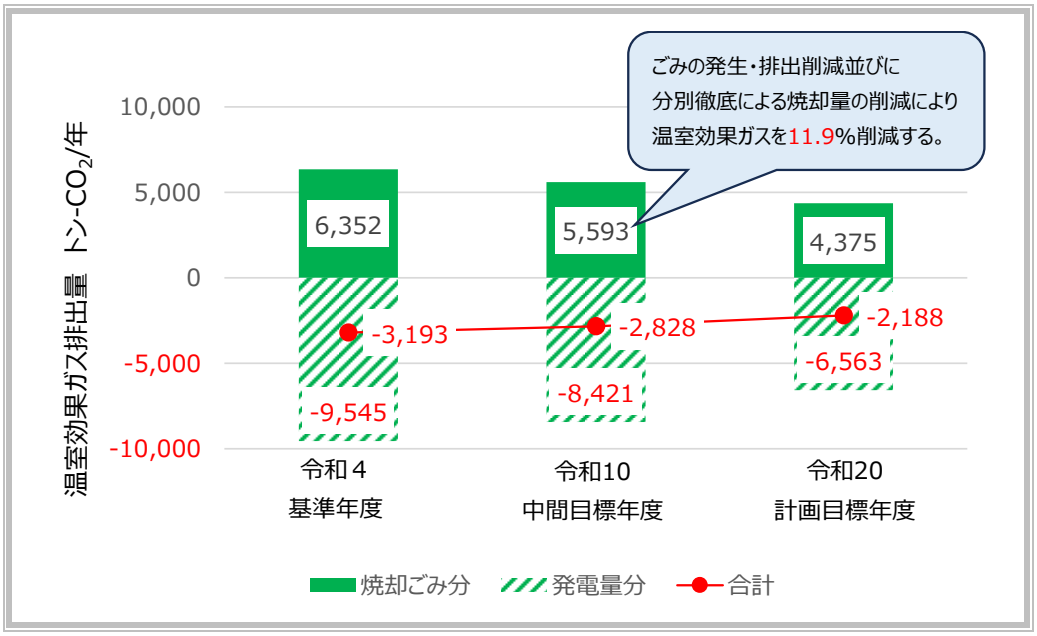

■図 3-17　サンライズクリーンセンターにおける環境保全に関する目標

第５節 計画の体系

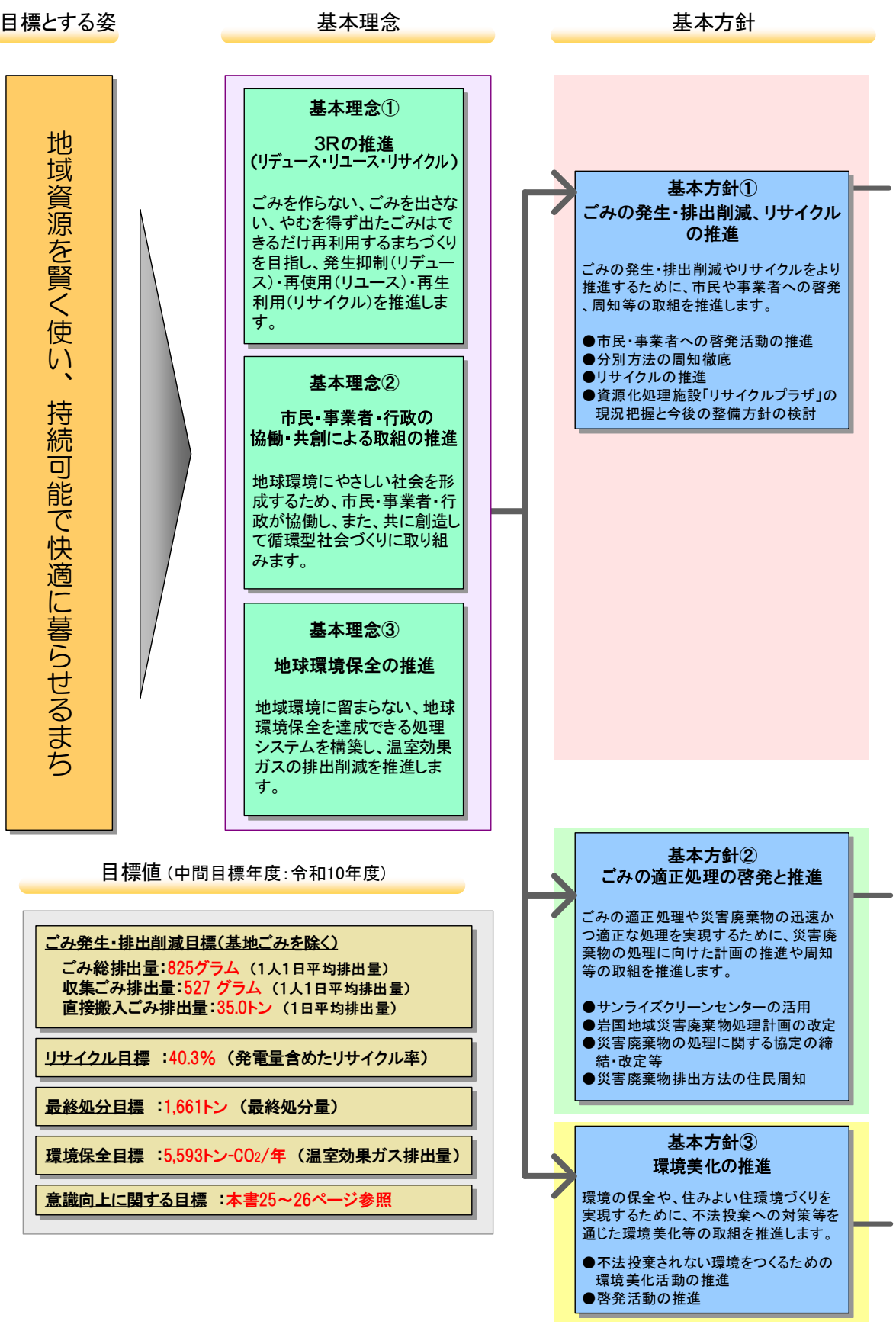
目標とする姿
基本理念
基本方針
地域資源を賢く使い、持続可能で快適に暮らせるまち
基本理念①
3Rの推進
(リデュース・リユース・リサイクル)
ごみを作らない、ごみを出さない、やむを得ず出たごみはできるだけ再利用するまちづくりを目指し、発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再生利用(リサイクル)を推進します。
基本理念②
市民・事業者・行政の協働・共創による取組の推進
地球環境にやさしい社会を形成するため、市民・事業者・行政が協働し、また、共に創造して循環型社会づくりに取り組みます。
基本理念③
地球環境保全の推進
地域環境に留まらない、地球環境保全を達成できる処理システムを構築し、温室効果ガスの排出削減を推進します。
基本方針①
ごみの発生・排出削減、リサイクルの推進
ごみの発生・排出削減やリサイクルをより推進するために、市民や事業者への啓発、周知等の取組を推進します。
●市民・事業者への啓発活動の推進
●分別方法の周知徹底
●リサイクルの推進
●資源化処理施設「リサイクルプラザ」の現況把握と今後の整備方針の検討
基本方針②
ごみの適正処理の啓発と推進
ごみの適正処理や災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を実現するために、災害廃棄物の処理に向けた計画の推進や周知等の取組を推進します。
●サンライズクリーンセンターの活用
●岩国地域災害廃棄物処理計画の改定
●災害廃棄物の処理に関する協定の締結・改定等
●災害廃棄物排出方法の住民周知
基本方針③
環境美化の推進
環境の保全や、住みよい住環境づくりを実現するために、不法投棄への対策等を通じた環境美化等の取組を推進します。
●不法投棄されない環境をつくるための環境美化活動の推進
●啓発活動の推進
目標値（中間目標年度：令和10年度）
ごみ発生・排出削減目標(基地ごみを除く)
ごみ総排出量:825グラム（1人1日平均排出量）
収集ごみ排出量:527 グラム（1人1日平均排出量）
直接搬入ごみ排出量:35.0トン（1日平均排出量）
リサイクル目標 :40.3%（発電量含めたリサイクル率）
最終処分目標 :1,661トン（最終処分量）
環境保全目標 :5,593トン-CO2/年（温室効果ガス排出量）
意識向上に関する目標 :本書25～26ページ参照

具体的な取り組み・施策

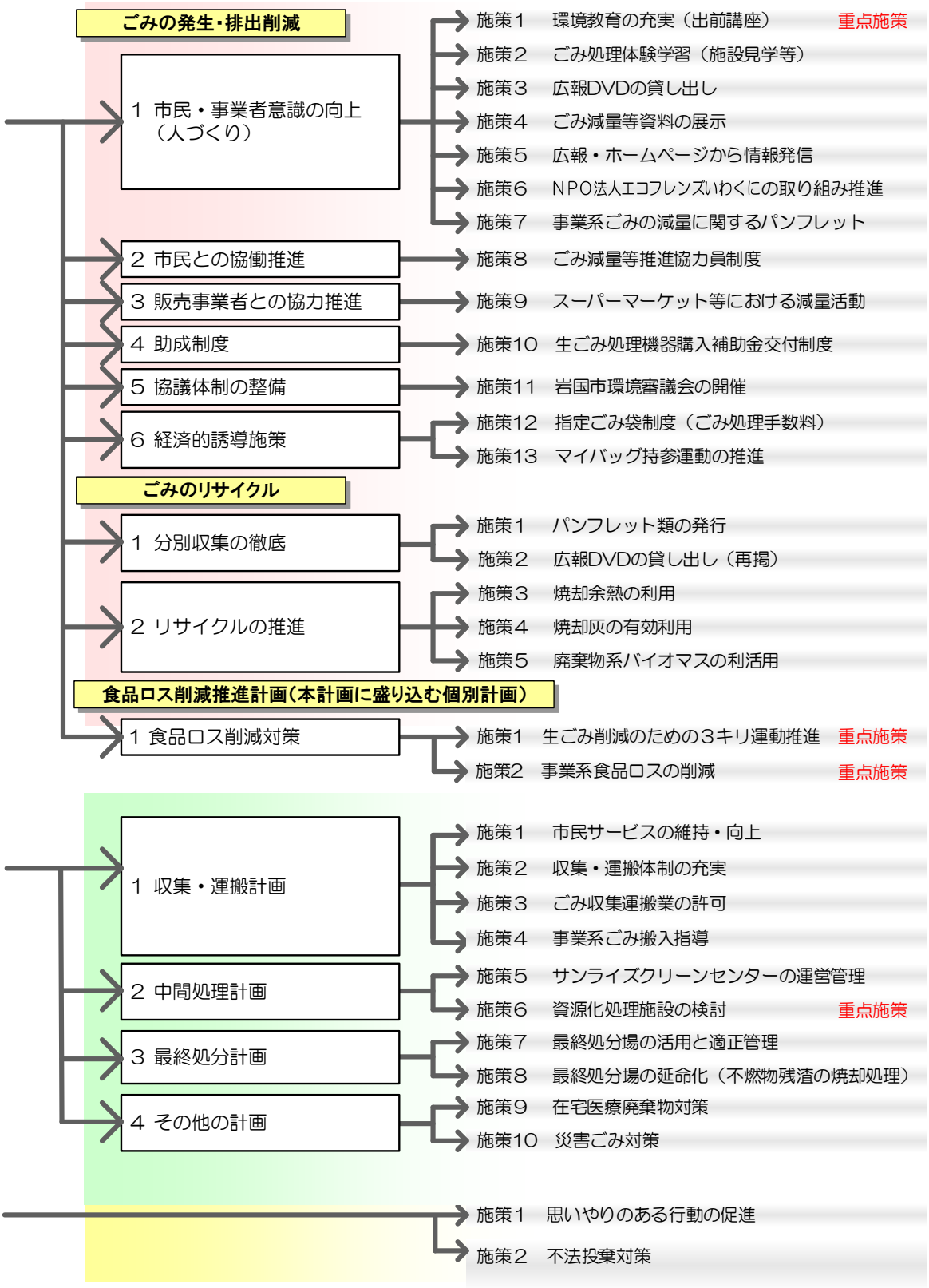
ごみの発生・排出削減
1 市民・事業者意識の向上（人づくり）
施策1 環境教育の充実（出前講座） 重点施策
施策2 ごみ処理体験学習（施設見学等）
施策3 広報DVDの貸し出し
施策4 ごみ減量等資料の展示
施策5 広報・ホームページから情報発信
施策6 NPO法人エコフレンズいわくにの取り組み推進
施策7 事業系ごみの減量に関するパンフレット
2 市民との協働推進
施策8 ごみ減量等推進協力員制度
3 販売事業者との協力推進
施策9 スーパーマーケット等における減量活動
4 助成制度
施策10 生ごみ処理機器購入補助金交付制度
5 協議体制の整備
施策11 岩国市環境審議会の開催
6 経済的誘導施策
施策12 指定ごみ袋制度（ごみ処理手数料）
施策13 マイバッグ持参運動の推進
ごみのリサイクル
1 分別収集の徹底
施策1 パンフレット類の発行
施策2 広報DVDの貸し出し（再掲）
2 リサイクルの推進
施策3 焼却余熱の利用
施策4 焼却灰の有効利用
施策5 廃棄物系バイオマスの利活用
食品ロス削減推進計画（本計画に盛り込む個別計画）
1 食品ロス削減対策
施策1 生ごみ削減のための3キリ運動推進 重点施策
施策2 事業系食品ロスの削減 重点施策
1 収集・運搬計画
施策1 市民サービスの維持・向上
施策2 収集・運搬体制の充実
施策3 ごみ収集運搬業の許可
施策4 事業系ごみ搬入指導
2 中間処理計画
施策5 サンライズクリーンセンターの運営管理
施策6 資源化処理施設の検討 重点施策
3 最終処分計画
施策7 最終処分場の活用と適正管理
施策8 最終処分場の延命化（不燃物残渣の焼却処理）
4 その他の計画
施策9 在宅医療廃棄物対策
施策10 災害ごみ対策
施策1 思いやりのある行動の促進
施策2 不法投棄対策

第６節 ごみの発生･排出削減、リサイクルの推進

〔基本方針①〕

基本方針①に関する施策

施策名	施策の概要
ごみの発生・排出削減計画	
①環境教育の充実（出前講座）【重点施策】	広報いわくになどで積極的にＰＲをすることで出前講座や生涯学習市民講座イカルス、岩国市環境貢献活動実施事業所マップ活用講座への申込数と参加者を増やし、市民への環境教育の充実を図ります。また、積極的に出前講座を実施している他団体との連携を図り、講座メニューの充実や講師のスキルアップを図ります。
②ごみ処理体験学習（施設見学等）	ごみ処理施設への施設見学や職場体験を積極的に受け入れ、施設見学では映像と職員による説明、設備見学（園児にはスライドショーによる紙芝居上映など）等を実施します。また、見学者から高い評価を受けている施設見学、職場体験の効果を出前講座等の環境学習施策へ反映できるよう検討します。
③広報ＤＶＤの貸し出し	広報いわくになどで積極的にＰＲし、出前講座や施設見学実施の案内文に広報ＤＶＤ貸し出しについても記載することで貸し出しの利用件数を増やします。また、本市ホームページからも視聴が可能であることをＰＲします。
④ごみ減量等資料の展示	イベントでの資料展示を行うとともに、展示する内容の見直しを図ります。また、より多くの市民に展示資料を見ていただくため、岩国環境フェスタ以外のイベントでも資料の展示を行います。
⑤広報・ホームページから情報発信	環境問題やごみ問題への市民の知識向上と取り組みを実践しやすい環境づくりを進めるため、広報いわくにや本市ホームページにごみの分別やリサイクル等に関する記事を掲載し、環境・ごみ問題についての解説と具体的な取り組み事例の紹介を行っています。また、スマートフォンアプリ「岩国市民ニュースアプリ」などのＳＮＳによる情報発信を継続するとともに、掲載内容の見直しや充実を図ります。
⑥ＮＰＯ法人エコフレンズいわくにの取り組み推進	ＮＰＯ法人である「エコフレンズいわくに」は、岩国市リサイクルプラザを拠点として、リサイクルや環境問題に関する各種取り組みを行っており、引き続き「エコフレンズいわくに」と連携して、市民のごみ減量･リサイクル、環境問題に関する啓発と取り組みの実践を推進します。
⑦事業系ごみの減量に関するパンフレット	事業者向けアンケートによりパンフレット配布の効果について検証し、内容の充実・見直しを行います。また、大規模事業者に提出を義務付けている「廃棄物の減量等に関する計画書」により排出実績を確認し、排出量の多い事業者には本市職員が直接訪問して、目標の達成に向けた取り組みへの協力を依頼します。

施策名	施策の概要
⑧ごみ減量等推進協力員制度	協力員を中心として地域一体となったごみ減量等の取り組みを継続します。また、協力員との意見交換によって地域での問題点を洗い出し、施策などに反映するとともに、協力員向けマニュアルの内容を見直し、地域における指導方法の統一を図ります。
⑨スーパーマーケット等における減量活動	今後も、食品トレーや牛乳パック、ペットボトルの自主回収に係る協力店舗が増えるよう、新たな店舗への協力依頼を行います。減量活動を広く推進するため、市民に対しては販売店における取り組み情報を提供し、販売事業者に対し協力依頼を行います。
⑩生ごみ処理機器購入補助金交付制度	購入補助金交付制度の市民への広報活動を積極的に行い、制度の利用者数増加と生ごみ処理機器の普及を図ります。また、処理機器購入後５年以上経過した時に再度補助対象となる場合があることについてもＰＲします。さらに、処理機器の効率的な活用方法や効果について、本市ホームページや広報いわくに等で紹介するなど、処理機器の堆肥の利用促進を図ります。
⑪岩国市環境審議会の開催	本市が行うごみの減量やその他一般廃棄物等に関する施策・取り組みなどについて、引き続き環境審議会で意見等を承りつつ施策展開を進めます。また、傍聴者数や開催結果の閲覧者数を増やすため、審議会開催に係る情報提供のあり方について研究します。
⑫指定ごみ袋制度（ごみ処理手数料）	今後も指定ごみ袋制度を継続し、ごみ処理に対する意識の向上やごみ減量、リサイクルを推進します。また、ごみ処理手数料等に関する調査などを行います。
⑬マイバッグ持参運動の推進	広報いわくにや本市ホームページ等で、引き続きマイバッグ持参について啓発するとともに、販売店におけるマイバッグ持参運動の実施を支援します。また、環境イベント等でマイバッグ持参の啓発とマイバッグの配布を行います。
ごみのリサイクル計画	
①パンフレット類の発行	今後もごみ収集カレンダーの作成・配布を継続し、内容についても随時見直しを行います。また、ごみ収集カレンダーや啓発チラシが市民に行き渡るよう配布方法を検討するとともに、スマートフォンアプリや電子版の普及に取り組みます。
②広報ＤＶＤの貸し出し（再掲）	ごみの発生・排出削減計画の施策③の内容と同様とします。
③焼却余熱の利用	サンライズクリーンセンターの焼却余熱を効率よく回収し最大限有効に利用できるよう、分別の徹底や生ごみの水切りについての啓発を行うとともに、市民の意識向上を図るために本市ホームページなどでサンライズクリーンセンターの施設概要や発電等の余熱利用をＰＲします。
④焼却灰の有効利用	サンライズクリーンセンターから発生する焼却灰はセメント原料として有効利用されていることを本市ホームページなどでＰＲします。また今後も、焼却灰をセメント原料として有効利用します。
⑤廃棄物系バイオマスの利活用	一般廃棄物によるバイオマス発電を継続的に行うため、サンライズクリーンセンターを適正に維持管理し、安定運転に努めるとともに、分別徹底の啓発を進めます。

第７節 食品ロス削減推進計画（本計画に盛り込む個別計画）

１．食品ロス削減対策

食品ロス削減推進法に基づき、本市の食品ロス削減を一層推進するために、本計画に盛り込む個別計画として「食品ロス削減推進計画」を策定しました。計画の期間は、令和６年度から令和10年度までの５年間とします。

本市における食品ロスの現状は、令和５年６月実施のごみ組成調査によると、焼却ごみの中に、賞味期限切れなど手付かずや食べ残しで出された食品が、5.3%含まれていました。（第３編 第１節 ３．収集ごみの性状、本書 11 ページ）

●施策の方針

- 市民・事業者・行政など、多様な主体が連携・協力し、食べ物を無駄にしない意識の醸成を図るなど、食品ロスの削減を推進します。
- 「表 3-8 市民意識の向上に関する目標（本書 25 ページ）」のうち、食品ロスに関連する「買い物の時、ばら売り商品や量り売り商品を選ぶ」、「３キリ運動はどのような行動か知っている」、「エコクッキングを心がけている」を目標とします。
- 今後もごみ組成の実態把握に努め、必要に応じ施策の方針等を見直します。

●目標値

令和５年度に実施したアンケート調査結果より、次の項目を目標値とします。

■表 3-10 食品ロス削減推進計画に係る目標値

設問	選択枝	目標値	令和５年度調査結果
買い物の時、ばら売り商品や量り売り商品を選ぶようにしている。	選んでいる	40%	29.2%
「３キリ運動」とは、どのような行動のことか知っている。	知っている	50%	32.1%
買いすぎ、作りすぎをせず、生ごみを少なくするなどの料理方法（エコクッキング）を心がけている。	心がけている	100%	87.1%

●本計画との関係及び施策内容

食品ロス削減推進計画を、本計画の施策体系（本書 27～28 ページ）の「基本方針①ごみの発生・排出削減、リサイクルの推進」に位置付けます。

食品ロス削減推進計画に関する施策	
施策名	施策の概要
①生ごみ削減のための３キリ運動推進【重点施策】	引き続き「３キリ運動」を推進し、食品ロスの削減を図ります。３キリ運動について具体的な取り組み事例を紹介し、家庭や事業所での実践を啓発します。
②事業系食品ロスの削減【重点施策】	事業系食品ロス削減のためには、食品関連事業者等による取り組みが不可欠です。やまぐち食べきっちょる運動の内容を紹介し、外食時における市民や事業者の食品ロス削減を啓発します。また、フードバンクの活動を紹介し、市民や事業者の意識を啓発します。さらに、災害用備蓄食料の有効活用を行います。

第８節　ごみの適正処理の啓発と推進

〔基本方針②〕

基本方針②に関する施策

施策名	施策の概要
①市民サービスの維持・向上	令和３年度より、高齢者等のごみ出しの支援としてごみ集積場所まで家庭ごみを持ち出すことが困難で、親族、近隣住民等の協力を得られない世帯のごみの戸別収集を行う制度、並びに国の認定事業者と協定を締結し、小型家電及びパソコンを宅配便で回収する事業を開始しました。 高齢者等のごみ出し支援を継続し、市民サービスの維持に努めるとともに、関係部署との調整を行います。また、国の認定事業者による小型家電及びパソコンを宅配便で回収する事業についても本市ホームページなどで制度の周知やＰＲを継続します。
②収集・運搬体制の充実	委託業者による収集・運搬体制の充実を図ります。ペットボトルの定期収集は、拠点回収箇所の充実を図り、随時見直しを行います。また、令和４年４月のプラスチック資源循環法の施行に伴い、製品プラスチック（プラマークがないもの）について資源化の検討を進めます。
③ごみ収集運搬業の許可	ごみ収集運搬業は、再資源化等を目的とする場合や本市で処分することが困難なごみを限定的に収集・運搬する場合を除き、新たな許可は行わないものとします。なお、ごみの将来的な発生・排出削減目標を設定し、ごみ排出量自体の削減を行います。
④事業系ごみ搬入指導	事業者向けパンフレットの見直しを検討するとともに、大規模事業者に提出を義務付けている「廃棄物の減量等に関する計画書」により排出実績を確認し、排出量の多い事業者には本市職員が直接訪問して、目標の達成に向けた取り組みへの協力を依頼します。
⑤サンライズクリーンセンターの運営管理	サンライズクリーンセンターは適正に維持管理が行われており、今後もこれを継続します。そして、サンライズクリーンセンターの機能が最大限に発揮できるよう、引き続き民間に運営管理を委託し、専門知識や最新技術の導入を図ります。また、和木町の焼却ごみの受け入れを継続します。
⑥資源化処理施設の検討【重点施策】	老朽化が進むリサイクルプラザに係る今後の対応や、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に伴う、製品プラスチック（プラマークがないもの）の資源化への対応のため、建物全体の改修を視野に入れた検討をします。特に、整備手法は国の交付金制度の活用も含めて検討します。また、和木町のプラスチック類の受け入れを継続します。
⑦最終処分場の活用と適正管理	供用中あるいは埋め立てを行っていない最終処分場は、周辺環境の保全と有効活用を図るため、適正に管理します。埋立終了した最終処分場は、廃止に必要な調査を行いつつ、適正に維持管理します。

施策名	施策の概要
⑧最終処分場の延命化（不燃物残渣の焼却処理）	現在供用中の処分場をできる限り長く使用するため、引き続き、リサイクルプラザで処理した後の破砕残渣のうち、可燃性残渣をサンライズクリーンセンターで焼却処理することで、最終処分量を削減し、最終処分場の延命化を図ります。
⑨在宅医療廃棄物対策	市民サービスの向上を図るため、在宅医療廃棄物のうち、感染性がなく、かつ鋭利でないチューブやバッグ類などを『焼却ごみ』に出せるようにしています。出し方は、ごみ収集カレンダーに分かりやすく掲載しており、これを継続します。
⑩災害ごみ対策	災害時に発生するごみは、「岩国地域災害廃棄物処理計画」に基づき適正処理を行います。「岩国地域災害廃棄物処理計画」は、本市ホームページ等に掲載し、市民への周知を図ります。また、平時からの市民意識向上のため、災害廃棄物の処理方法等の情報発信に努めます。

第９節 環境美化の推進

〔基本方針③〕

基本方針③に関する政策

施策名	施策の概要
①思いやりのある行動の促進	本市ホームページ等で活動内容や簡単にできる取り組みなどについて紹介し、より多くの人の取り組みを促進します。
②不法投棄対策	広報などで不法投棄防止のための定期的な啓発や看板設置、パトロールを継続して実施するとともに、他市町の取り組み事例なども調査し、不法投棄させない環境づくりを推進します。

第４編　生活排水処理基本計画

第１節　水環境、水質保全に関する状況

１．水域の状況

本市は、中央を流れる山口県下最大河川の錦川水系を中心に、小瀬川、島田川、由宇川等の水系を有しており、小瀬川には１ヵ所、錦川には２ヵ所の湖沼があります。また、市域の南東部は瀬戸内海に面しています。

２．環境基準の達成状況

本市域内の河川、海域等における環境基準の達成状況をみると、河川のＢＯＤは小瀬川水域の令和３年度の１地点で未達成であったほかは、環境基準を達成しています。

湖沼は、山代湖のＣＯＤが令和元年度から令和４年度で未達成であったほかは、環境基準を達成しています。湖沼の窒素、リンは、弥栄湖、菅野湖の平成 30 年度、山代湖の令和２年度及び令和３年度で環境基準を達成していますが、これら以外ではいずれの年度・地点も未達成となっています。

また、海域のＣＯＤは、岩国港（１）で環境基準を達成しています。岩国港（２）では令和元年度から令和３年度に、広島湾西部では令和元年度のみ環境基準を達成しており、これら以外ではいずれの年度・地点で未達成となっています。海域の窒素、リンは、いずれの年度・地点で環境基準を達成しています。

■表 4-1　水質保全状況

環境基準類型 あてはめ水域名	ＢＯＤ、ＣＯＤ							窒素、リン						
	類型	地点数	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	類型	地点数	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
大竹・岩国地先海域	A	4	×	×	×	×	×	Ⅱ	2	○	○	○	○	○
岩国港（２）	B	3	×	○	○	○	×	－	－	－	－	－	－	－
岩国港（１）	C	2	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－
広島湾西部	A	3	×	○	×	×	×	Ⅱ	4	○	○	○	○	○
小瀬川	AA	1	○	○	○	×	○	－	－	－	－	－	－	－
	A	1	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－
	B	1	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－
錦川	AA	2	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－
	A	4	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－
	B	2	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－
由宇川	A	2	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－
島田川	A	3	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－
弥栄湖	A	1	○	○	○	○	○	Ⅱ	1	○	○	○	○	○
菅野湖	A	1	○	○	○	○	○	Ⅱ	1	○	×	×	×	×
山代湖	A	1	○	×	×	×	×	Ⅱ	1	×	×	○	○	×

（注）1.　ＢＯＤ、ＣＯＤについての環境基準達成とは、全ての環境基準点において環境基準を満足することであり、環境基準を満足するとは環境基準に適合した日数が総測定日数の 75%以上であることをいう。
2.　窒素、リンについての環境基準達成とは、全ての環境基準点の年間平均値の平均値が環境基準を満足することである。
3. 山代湖、菅野湖の窒素については、当分の間適用しない。

資料：令和５年度版山口県環境白書参考資料集

第２節　生活排水処理の現状と課題

１．生活排水処理の流れ

現状	本市域で排出される生活排水のうち、台所や風呂などの生活雑排水は、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽により処理しています。一方、し尿・浄化槽汚泥は、本市並びに一部事務組合のし尿処理施設で処理しています。
課題	公共下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽の施設整備を進めてきていますが、いまだに処理されずに河川に流される台所や風呂などの生活雑排水があるのが現状であり、公共用水域の水質保全のためには、引き続き、生活排水処理にかかわる施設の整備推進、適切な維持管理が重要です。 また、し尿・浄化槽汚泥を受け入れて処理しているし尿処理施設も、し尿等の排出状況や処理施設の状況等も踏まえ、引き続き、適正に効率的に処理していく必要があります。

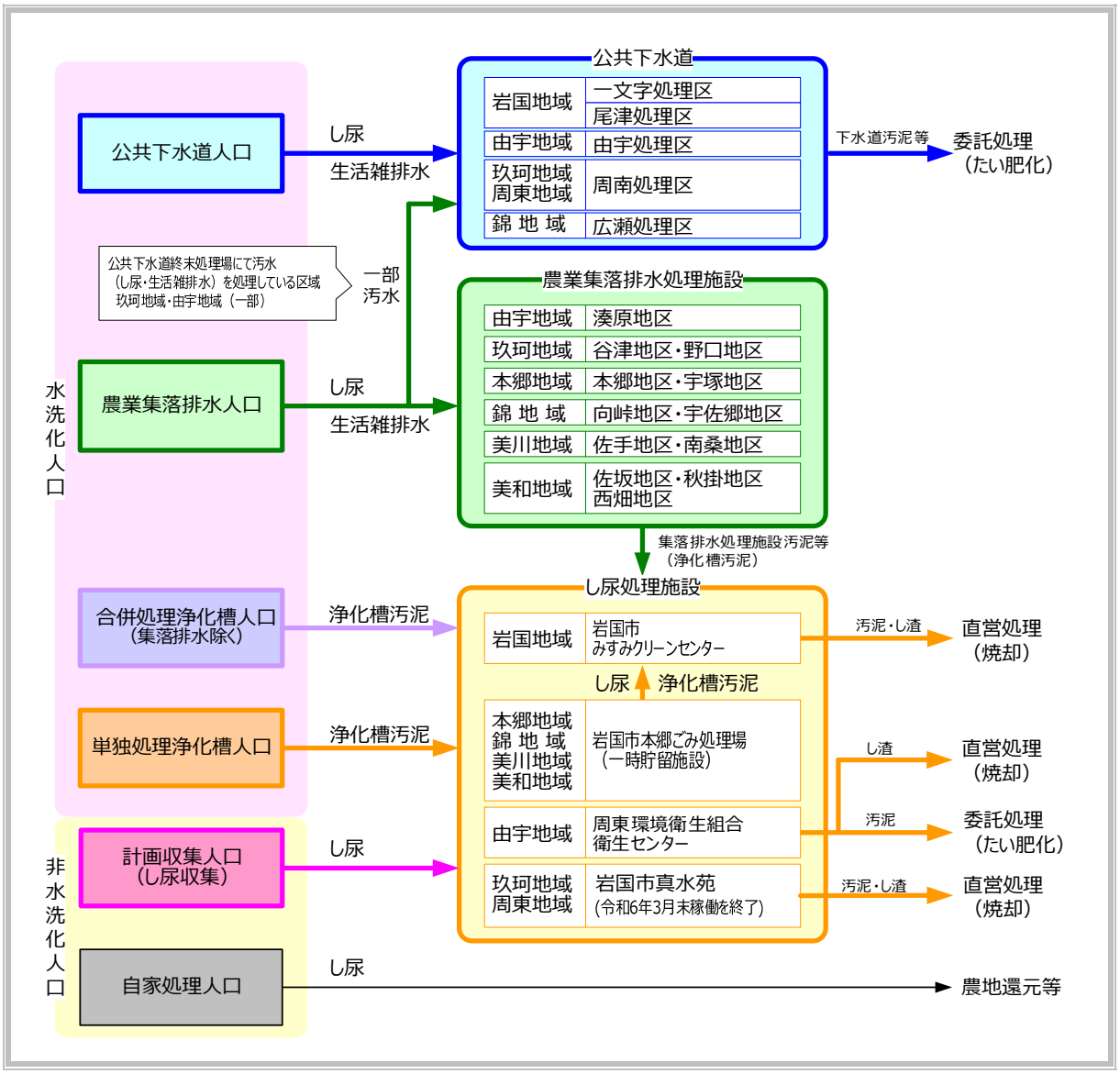

■図 4-1　生活排水処理の流れ（令和５年３月末現在）

2．生活排水処理形態別人口

現状	本市の処理形態別人口は、令和４年度で公共下水道人口が 43,351 人、農業集落排水人口が 3,192 人、合併処理浄化槽人口が 51,814 人、生活排水を処理している人口は合計 98,357 人で、生活排水を処理している人口の割合（生活排水処理率）は 76.2%です。
課題	公共下水道は、計画する地区において順次、施設整備を進めることが必要です。また、農業集落排水の施設整備は概ね終了しています。それぞれ未接続世帯において早期の接続が必要です。公共下水道や農業集落排水の整備地区以外では、浄化槽の普及が必要です。

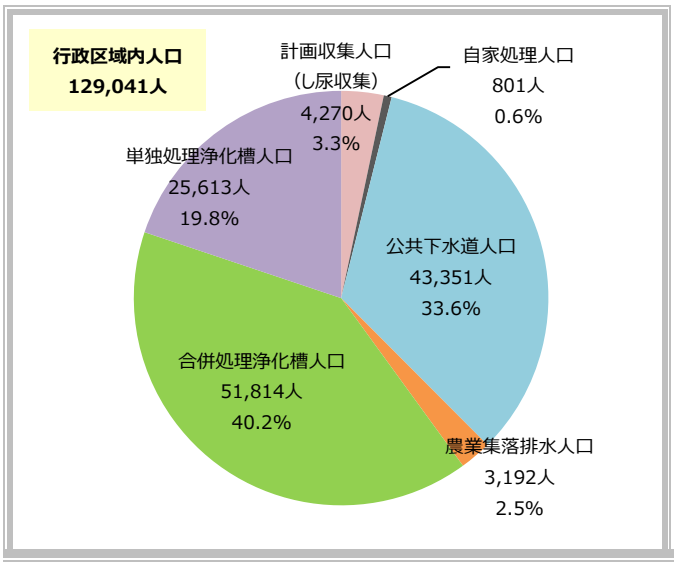

■図 4-2 処理形態別人口の内訳（令和４年度）

本計画における処理形態別人口は、以下の通りとします。

- 公共下水道人口 ＝ 公共下水道に接続している市民の数
- 農業集落排水人口 ＝ 農業集落排水施設に接続している市民の数
- 合併処理浄化槽人口 ＝ 合併処理浄化槽を設置している市民あるいは団地、アパート等の市民の数
- 単独処理浄化槽人口 ＝ 単独処理浄化槽（みなし浄化槽）を設置している市民あるいはアパート等の市民の数
- 計画収集人口 ＝ くみ取りトイレを設置している市民の数
- 自家処理人口 ＝ くみ取りトイレを設置し、し尿を肥料として活用している等の市民の数

生活排水処理率は、し尿に加え、生活雑排水（台所やお風呂の排水等）を処理している人口の割合を示し、以下の算定式で求めます。本市において生活排水処理を行う施設は、『公共下水道』、『農業集落排水』、『合併処理浄化槽』です。

$$\text{生活排水処理率（\%）} = \frac{\text{生活排水（し尿・生活雑排水）を処理している人口}}{\text{計画処理区域内人口（行政区域内人口）}} \times 100$$

3．し尿･浄化槽汚泥排出量

現状	本市管内で排出されているし尿は減少傾向で、浄化槽汚泥量は増加傾向にあります。令和４年度においてし尿が 5,478 キロリットル、浄化槽汚泥が 54,471 キロリットル、合計で 59,949 キロリットルです。
課題	し尿処理量は減少傾向にありますが、浄化槽汚泥量は増加しています。今後のそれぞれの排出量を注視して、適正処理を行っていくことが必要です。公共下水道や農業集落排水は住宅が連担している地区から順次整備されるため、引き続きし尿・浄化槽汚泥の処理を継続的かつ安定的に行うことが必要です。 また、浄化槽は定期検査や清掃を行わないと機能を十分に発揮せず、下流側の河川等を汚してしまうことも懸念されます。浄化槽を設置する市民や事業者は、管理を適正に行うことが重要です。

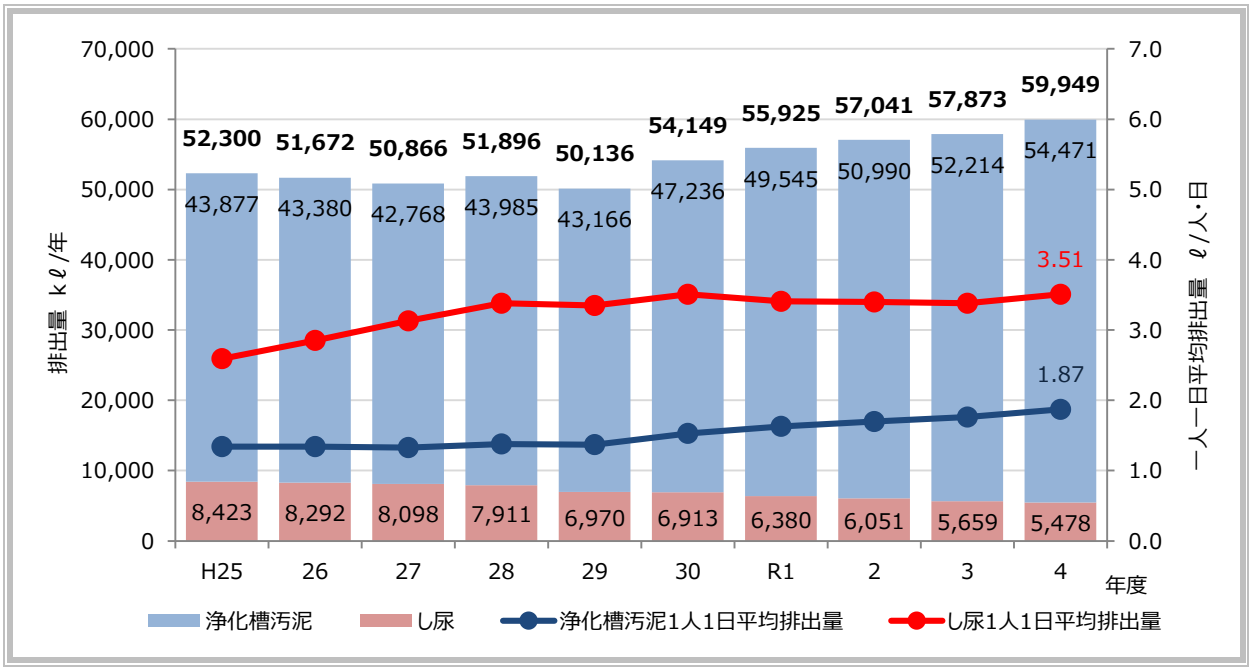

■図 4-3 し尿･浄化槽汚泥量

4．し尿･浄化槽汚泥の収集･運搬

現状	本市のし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、基本的に本市の許可業者が行っています。ただし、玖珂地域・周東地域のし尿は、市が委託する業者により収集・運搬を行っています。また、岩国地域の島しょ部（柱島、端島、黒島）のし尿は、島ごとに組織された環境衛生組合が収集・運搬を行っています。
課題	今後、公共下水道や合併処理浄化槽の整備等に伴い、し尿・浄化槽汚泥量も減少してくることが予測されます。排出量に応じた収集・運搬・処理体制の維持が必要です。 玖北地域のし尿・浄化槽汚泥は、本郷ごみ処理場の一時貯留施設を活用した収集・運搬を行います。 島しょ部は、地域住民で組織した環境衛生組合が収集・運搬を行っていますが、高齢化により体制維持が困難となっています。そのため、安定的な収集・運搬が行える体制の整備についての検討が必要です。

５．し尿･浄化槽汚泥の処理体制

現状	し尿・浄化槽汚泥の処理は、本市が管理するみすみクリーンセンター、真水苑の２施設と周東環境衛生組合衛生センターで行っています。なお、真水苑は、周東環境衛生組合衛生センターで集約処理を行うことから、令和５年度末で稼働を終了します。 また、周東環境衛生組合衛生センターは、供用開始から 41 年以上が経過しており、現在、基幹改良工事を計画しています。
課題	令和６年度から、みすみクリーンセンター及び周東環境衛生組合衛生センターの２施設での処理体制に移行します。公共下水道の整備による水洗化人口の増加等により、し尿・浄化槽汚泥は減少していくものと考えられます。し尿・浄化槽汚泥の排出状況に応じた各施設での処理体制の維持が必要です。

■表 4-2 し尿処理施設の概要（令和５年５月現在）

施設名	岩国市みすみクリーンセンター
所在地	岩国市三角町三丁目 2 番 7 号
処理方式	標準脱窒素処理方式＋高度処理
公称能力	158kℓ/日 （し尿 15.8kℓ/日、浄化槽汚泥 142.2kℓ/日）
供用開始	平成 21(2009)年 4 月

施設名	岩国市真水苑	周東環境衛生組合 衛生センター
所在地	岩国市玖珂町 1401 番地 1	柳井市神代 2805 番地 1
処理方式	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式 ＋高度処理	標準脱窒素処理方式＋高度処理
公称能力	28kℓ/日 （し尿 13kℓ/日、浄化槽汚泥 15kℓ/日）	131kℓ/日 （し尿 26kℓ/日、浄化槽汚泥 105kℓ/日）
供用開始	平成 15(2003)年 4 月 （令和５年度末稼働終了）	昭和 57(1982)年 5 月

注）一部事務組合の構成市町
周東環境衛生組合：岩国市（由宇地域）、柳井市、上関町、田布施町、平生町

６．し尿処理施設から発生する汚泥等の処理･処分

現状	みすみクリーンセンター及び真水苑で発生した汚泥等は、可能な限りサンライズクリーンセンターで焼却処理し、セメント原料化による有効利用に努めています。 本市のし尿処理施設等（周東環境衛生組合衛生センターを含む）で発生し、有効利用された汚泥量及びし渣量（沈砂量除く）は、令和４年度において 1,502 トンとなっています。
課題	サンライズクリーンセンターの活用（焼却灰のセメント原料化）により、汚泥等の有効利用を図り、最終処分量を可能な限り減らす取り組みの継続が必要です。

７．市民意識等

現状	市民アンケート調査（令和５年８月実施、アンケート数 1,500、回答数 652）では、川や海をきれいに保つ取り組みとして４割程度の市民が「皿汚れを新聞などで拭いてから洗う」と回答しています。また、使用済み天ぷら油を「そのまま排水口へ捨てる」と回答した市民は１％未満となっています。 生活排水を処理する施設として「公共下水道」、「集落排水施設」、「浄化槽」などの種類があることを「知っている」と回答した市民は８割程度、また、浄化槽の「保守点検」、「清掃」、「法定検査」を行うことが、法律に義務づけられていることを「知っている」と回答した市民は９割程度となっています。
課題	川や海をきれいに保つ取り組みや浄化槽の保守点検等を実施することに関して、市民の理解を深めていくことが必要です。

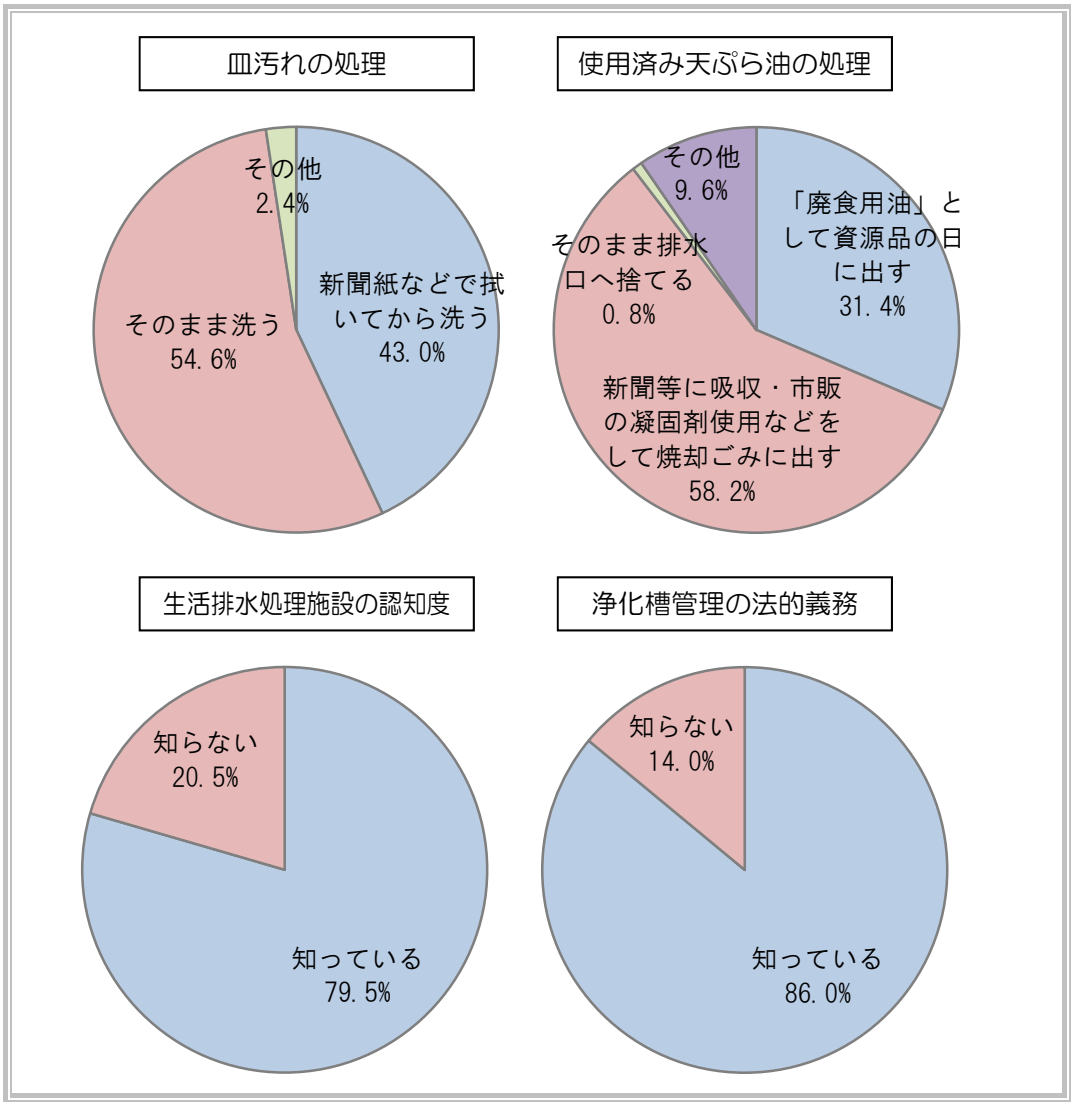

■図 4-4　市民アンケート調査結果（抜粋）（令和５年８月実施）

第３節　基本理念

水道水源の水質保全は重要課題です。生活排水処理を進めることは、安全でおいしい水を確保するための基本となります。また、環境衛生の向上とともに、豊かな自然環境の保全、美しい景観の創出のためにも生活排水の適正処理を推進することが必要です。

本市の生活排水処理の基本理念は、図 4-5 の通りとします。

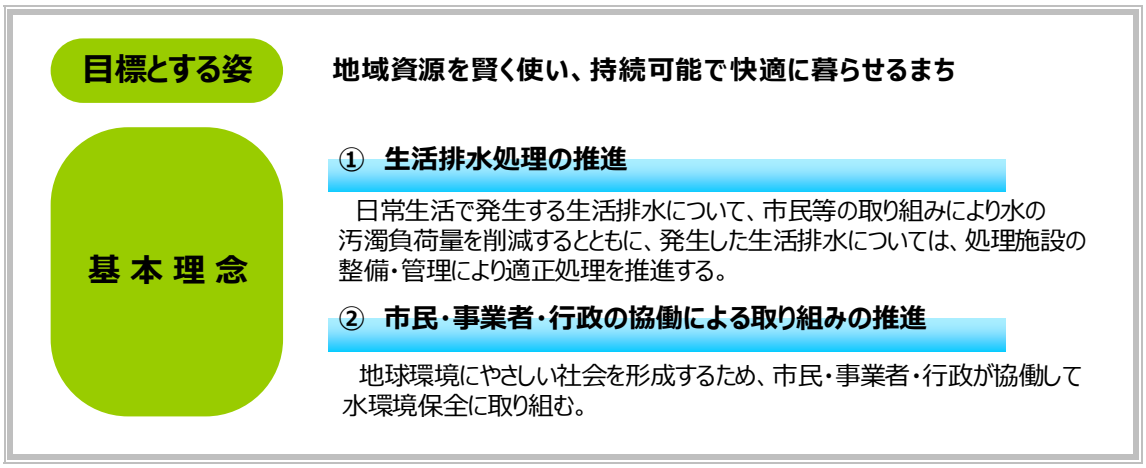

■図 4-5　生活排水処理の基本理念

第４節　基本方針

本市における生活排水処理の基本方針は、図 4-6 の通りとします。

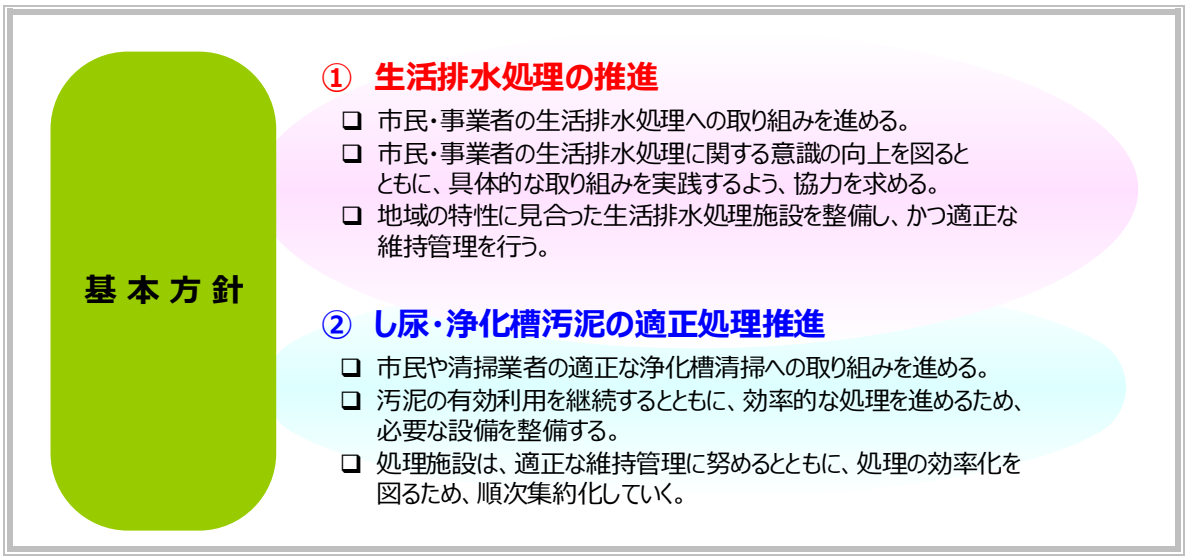

■図 4-6　生活排水処理の基本方針

●生活排水処理施設の整備方針

- 人口の密集地域では、集合型処理施設である公共下水道事業など、適切な処理施設を選択して整備する。
- 集落の形態をなさず、分散して立地している家屋は、合併処理浄化槽の整備を促進する。
- 単独処理浄化槽及びくみ取りトイレを設置している家庭は、生活雑排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽への転換を図る。

第５節　計画・施策の体系

生活排水処理計画の体系は、図 4-7 の通りです。
本計画では、目標とする姿を実現するために、今後実施する施策を示しています

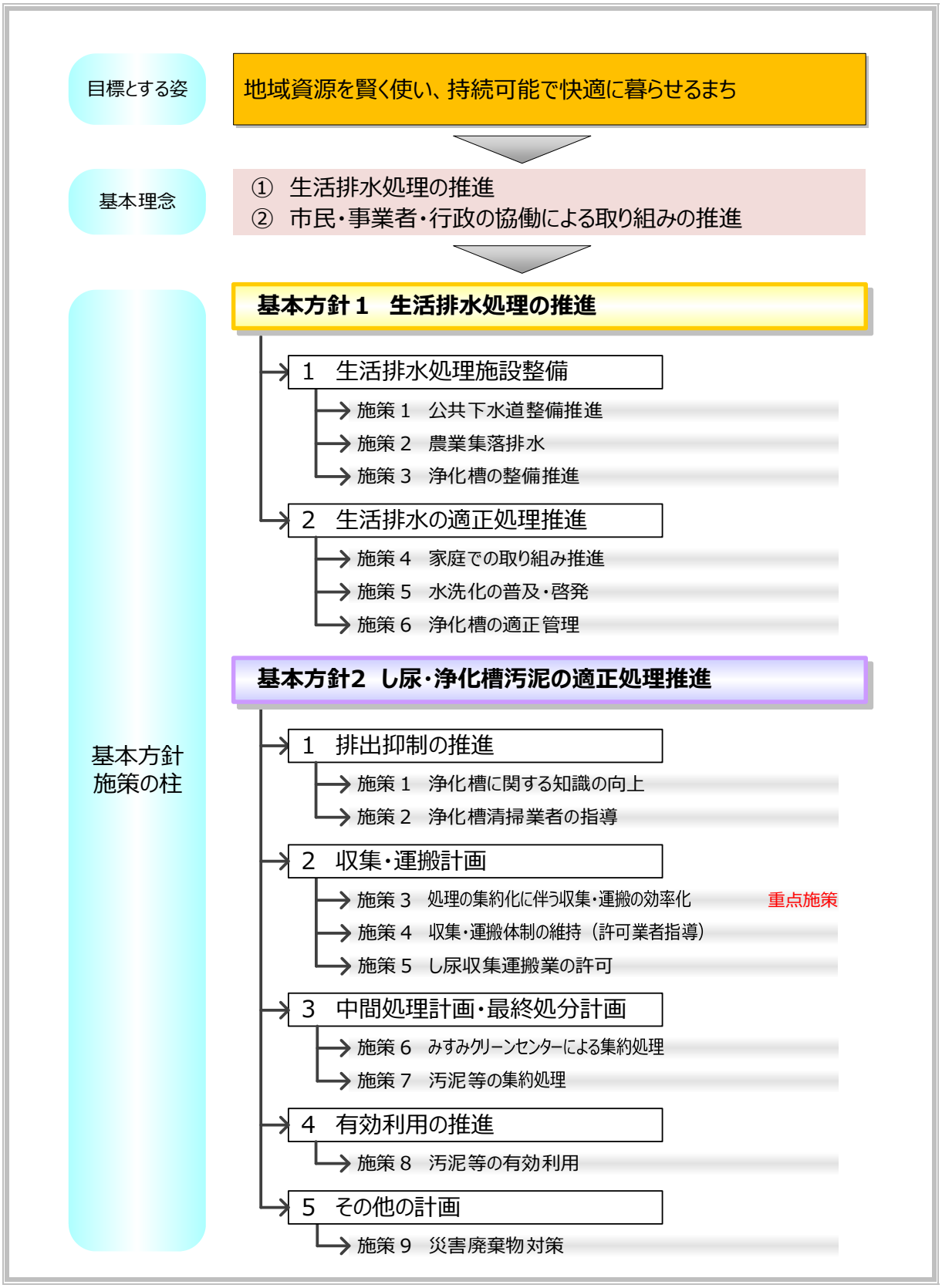

■図 4-7　計画・施策の体系

第６節　生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、表 4-3 の通りです。また、生活排水の計画処理区域は、本市全域とします。

なお、し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は基本的に本市において許可した業者が行い、し尿処理施設等へ搬入しています。

ただし、玖珂地域・周東地域のし尿は、委託により収集・運搬を行っています。また、島しょ部（柱島、端島、黒島）のし尿は、各島の環境衛生組合により本土まで収集・運搬を行っています。

■表 4-3　生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	本市 山口県（注１）
農業集落排水	し尿・生活雑排水	本市
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人等 本市（注２）
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	本市 周東環境衛生組合

注１）　玖珂地域、周東地域の公共下水道は、本市において流域関連公共下水道事業（面的な整備）を行い、山口県が周南流域下水道事業（幹線排水管及び終末処理場の整備・管理運営）を行っています。

注２）　市町村設置型の事業である、周東町祖生地区の特定地域生活排水処理事業は、本市において、合併処理浄化槽の整備・管理運営を行っています。

第７節 生活排水の処理計画

１．処理の目標

本市における生活排水処理率は、現在（令和４年度）の 76.2%を、中間目標年度である令和 10 年度に 79.0%、そして、計画目標年度である令和 20 年度に 84.4%とすることを目標とします。

生活排水処理は、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽整備によるものとします。

■表 4-4 生活排水処理の目標

	現　在 （令和４年度）	中間目標年度 （令和10年度）	計画目標年度 （令和20年度）
生活排水処理率	76.2%	79.0%	84.4%

■表 4-5 処理形態別人口の内訳

	現　在 （令和４年度）	中間目標年度 （令和10年度）	計画目標年度 （令和20年度）
行政区域内人口	129,041人	119,299人	103,043人
水洗化・生活雑排水処理人口	98,357人	94,294人	87,015人
公共下水道人口	43,351人	42,670人	40,593人
農業集落排水人口	3,192人	2,844人	2,318人
合併処理浄化槽人口	51,814人	48,780人	44,104人

注） 行政区域内人口は、ごみ処理計画との整合のため、各年度 10 月 1 日現在の人口を採用しています。水洗化・生活雑排水処理人口は、下水道事業計画、汚水処理施設整備構想等に整合した各年度３月末現在の人口です。

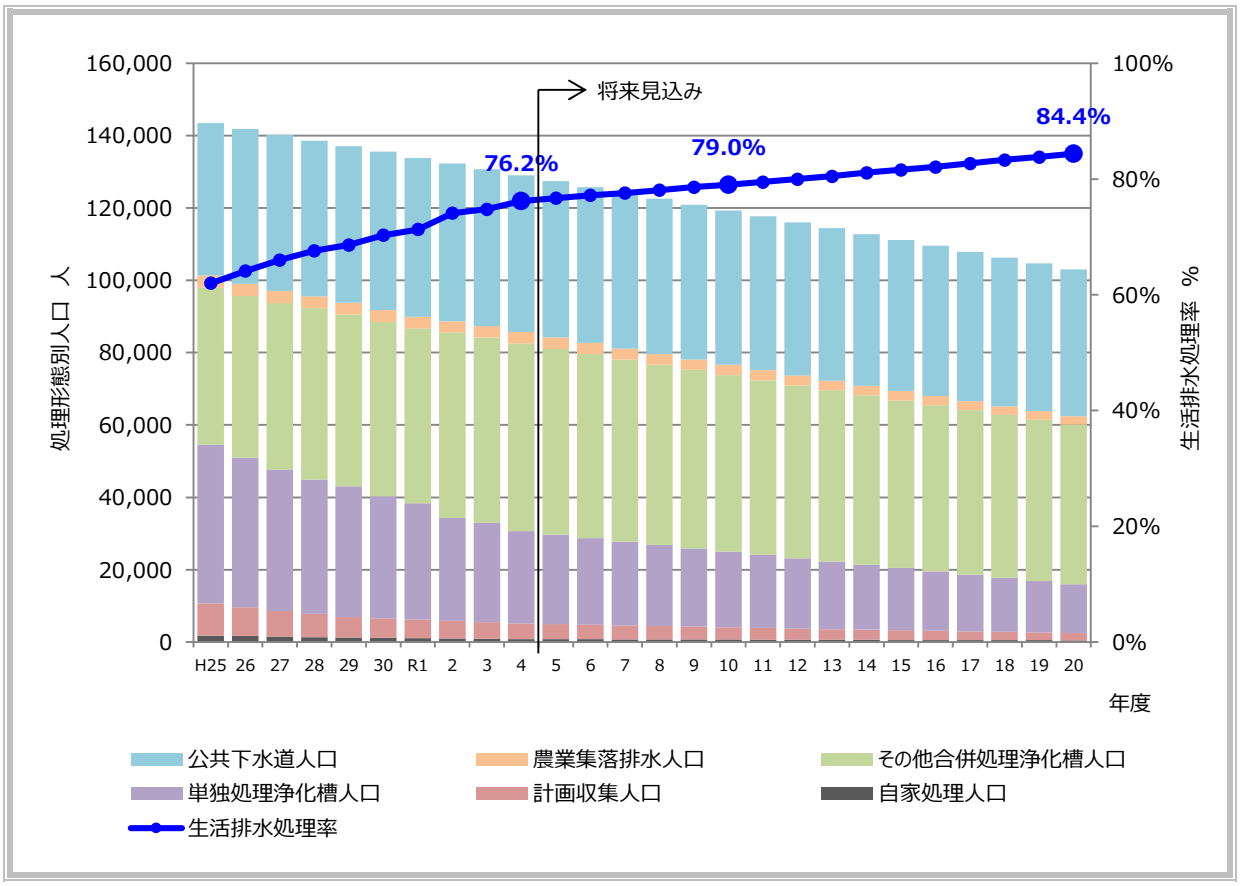

■図 4-8 処理形態別人口の将来推移

2．生活排水を処理する計画区域

生活排水を処理する計画区域は、図 4-9 の通りです。

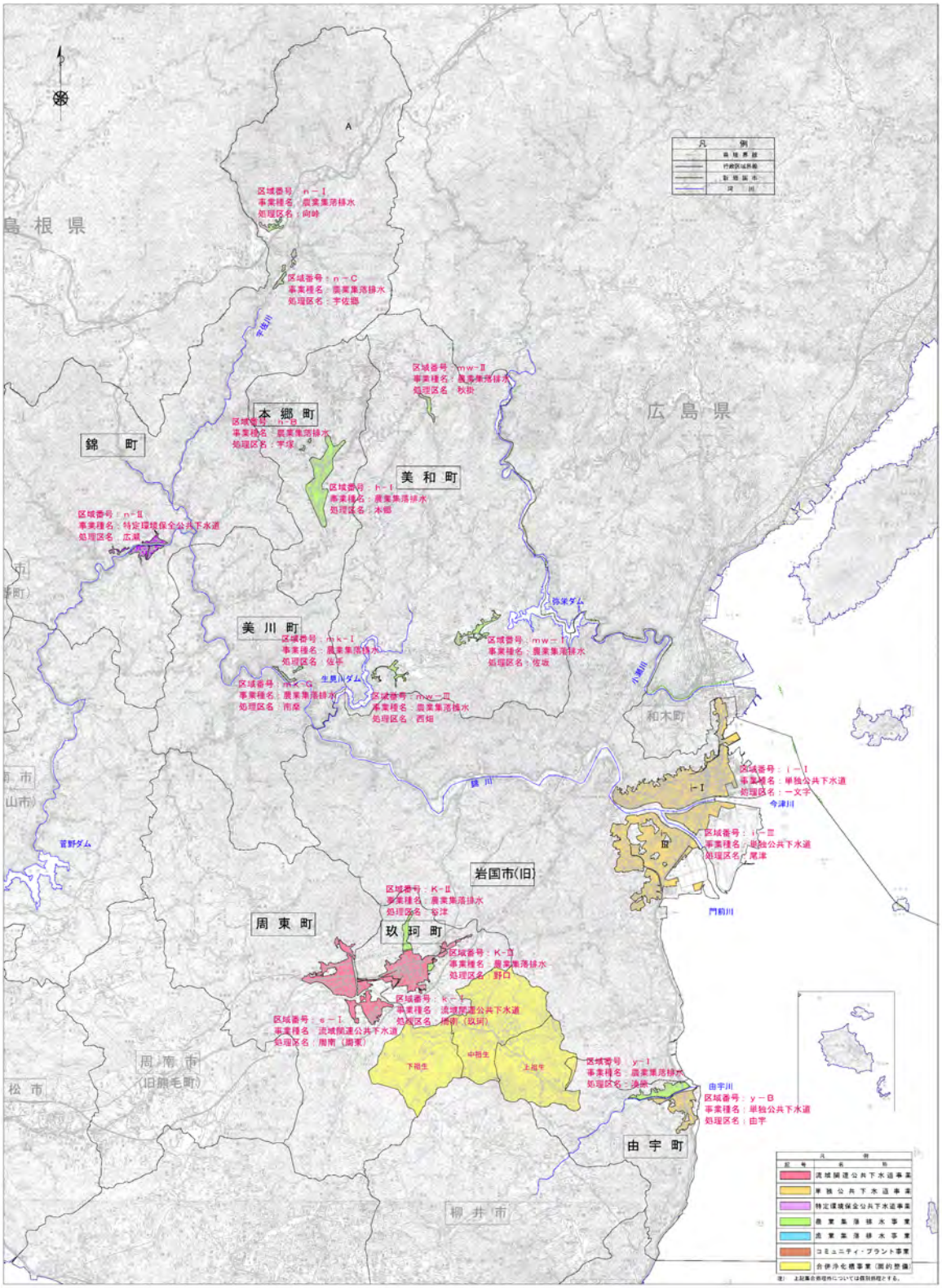

注)1．上図のうち、下水道計画区域は、「全体計画区域」を示しています。そのため、現在、整備事業を行っている区域（事業計画区域）はその範囲内となります。

2．合併処理浄化槽を普及する区域は、公共下水道及び農業集落排水の未整備地域となります。

資料：岩国市汚水処理施設整備構想（令和４年４月）

■図 4-9 生活排水処理区域

第８節 生活排水処理の推進

〔基本方針１〕

基本方針１に関する施策

施策名	施策の概要
①公共下水道整備推進	事業計画に基づき、一文字処理区、尾津処理区、由宇処理区、周南処理区の４処理区について整備を進めます。
②農業集落排水	整備済みの地区について、施設の利用促進を図ることで生活排水処理を進めます。
③浄化槽の整備推進	公共下水道・農業集落排水の処理区以外の地域に、合併処理浄化槽の整備を進めます。
④家庭での取り組み推進	パンフレット配布や総合支所及び出張所等でポスター掲示を行うとともに、体験し、学習してもらう機会をつくります。
⑤水洗化の普及・啓発	下水道への関心を高めるため、本市ホームページでの啓発記事を充実させるとともに、マンホールカードを作成し、これをアイテム（道具）とした環境イベント等を開催します。
⑥浄化槽の適正管理	引き続き、岩国環境フェスタ、広報いわくに、本市ホームページ等での周知を図り、清掃業者や保守点検業者に市民への啓発を依頼するなど情報提供の機会を増やす方法を検討します。

第９節 し尿･浄化槽汚泥の適正処理推進

〔基本方針２〕

し尿･浄化槽汚泥の搬入量等の将来見込み

本市で処理するし尿・浄化槽汚泥搬入量の実績及び将来見込みは、図 4-10 の通りです。

し尿搬入量の実績値は減少傾向、浄化槽汚泥搬入量の実績値は増加傾向にあります。し尿・浄化槽汚泥搬入量の将来見込みは、減少すると考えられ、中間目標年度の令和 10 年度に年間 55,861 キロリットル、計画目標年度の令和 20 年度に年間 47,057 キロリットルになると見込まれます。

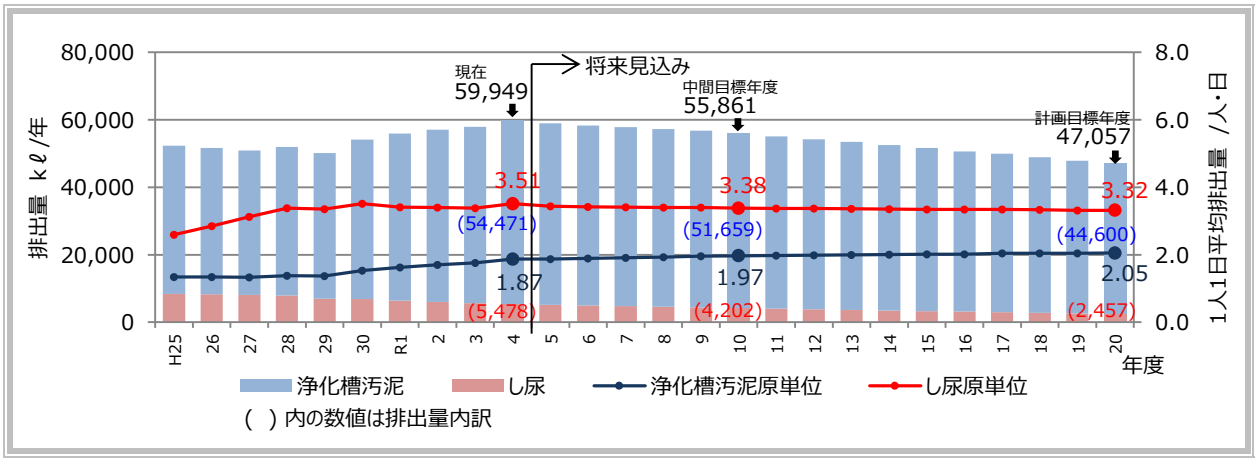

■図 4-10 し尿･浄化槽汚泥の搬入量の実績及び将来見込み

基本方針２に関する施策	
施策名	施策の概要
①浄化槽に関する知識の向上	市民（管理者）に対して、引き続き、岩国環境フェスタ、広報いわくに、本市ホームページ等で、設置している浄化槽の型式や正しい清掃方法の情報提供を行い、浄化槽清掃に対する知識の向上を図ります。
②浄化槽清掃業者の指導	浄化槽の清掃に関し、清掃業者に対して法に基づく適正な汚泥の引き抜きを行うよう指導します。
③処理の集約化に伴う収集・運搬の効率化【重点施策】	引き続き、本郷ごみ処理場の一時貯留設備を活用して、玖北地域のし尿・浄化槽汚泥に係る収集運搬の効率化を図ります。
④収集・運搬体制の維持（許可業者指導）	安定した収集・運搬が行えるよう、今後も継続して収集運搬許可業者との協議を行います。また、運行計画について指導します。
⑤し尿収集運搬業の許可	し尿収集･運搬に関する許可は、エリアの見直し等を行う場合を除き、新たな許可は行いません。
⑥みすみクリーンセンターによる集約処理	岩国地域・玖北地域のし尿、浄化槽汚泥を、みすみクリーンセンターで安定した処理ができるよう、引き続き施設の維持管理を行っていきます。 なお、玖珂地域・周東地域からのし尿・浄化槽汚泥は、令和５年度末に真水苑の稼働を終了することに伴い、令和６年度から周東環境衛生組合衛生センターで処理します。由宇地域のし尿・浄化槽汚泥は、引き続き周東環境衛生組合衛生センターで処理します。
⑦汚泥等の集約処理	サンライズクリーンセンターにおいて、みすみクリーンセンターで発生する汚泥等を集約処理し、焼却灰をセメント原料として有効利用します。
⑧汚泥等の有効利用	みすみクリーンセンターから発生する汚泥等は、サンライズクリーンセンターへ搬入して焼却処理し、焼却灰等のセメント原料化により有効利用を図ります。 周東環境衛生組合衛生センターから発生する汚泥等は、焼却処理による焼却灰等のセメント原料化などにより有効利用を図ります。
⑨災害廃棄物対策	災害時に発生するし尿・浄化槽汚泥等は、「岩国地域災害廃棄物処理計画」に基づき、適正処理を行います。「岩国地域災害廃棄物処理計画」は、本市ホームページ等に掲載し、市民への周知を図ります。また、平時からの市民意識向上のため、災害廃棄物の処理方法等の情報発信に努めます。

第５編　計画の進行管理

第１節　計画進行管理手法

本計画を確実に実施していくため、Ｐｌａｎ（計画の策定）、Ｄｏ（施策の実行）、Ｃｈｅｃｋ（評価）、Ａｃｔ（見直し）の ＰＤＣＡサイクル により、継続的に管理していくものとします。

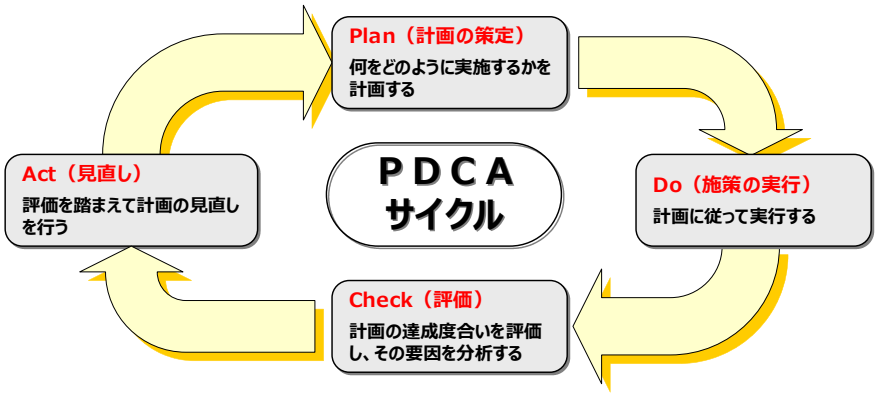

※　PDCA サイクル：PDCA サイクルとは、計画(Plan)を実行（Do）し、評価（Check）して見直し（Act）に結びつけ、その結果を次の計画に活かすプロセスのことです。

■図 5-1　計画の進行管理手法

第２節　計画進行管理指標

本計画に記載した施策、事業を着実に実施・推進するため、毎年度、廃棄物処理の進捗状況や施策展開の実施状況を取りまとめ、公表します。なお、計画の進行管理のための指標は、以下の通りです。

〔ごみ〕

進行管理指標	算出式など
１人１日平均ごみ総排出量	ごみ総排出量÷365 日÷行政区域内人口
リサイクル率	総資源化量÷ごみ総排出量
最終処分率	最終処分量÷ごみ総排出量
廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量	焼却量×プラスチックなどの割合×排出係数
１人あたり年間処理経費	年間処理経費÷行政区域内人口

〔生活排水〕

進行管理指標	算出式など
生活排水処理率	生活排水処理人口÷行政区域内人口
１人あたり年間処理経費 ※一般廃棄物処理に係るもの （し尿・浄化槽汚泥処理）	年間処理経費÷行政区域内人口

■図 5-2　計画の進行管理指標

第３節　進行管理体制

本計画の進行管理は、本市において管理指標等により行います。

また、岩国市環境審議会に毎年度の管理指標項目の結果を報告し、施策展開等について意見を求め、これを毎年度の一般廃棄物処理実施計画に反映させていきます。

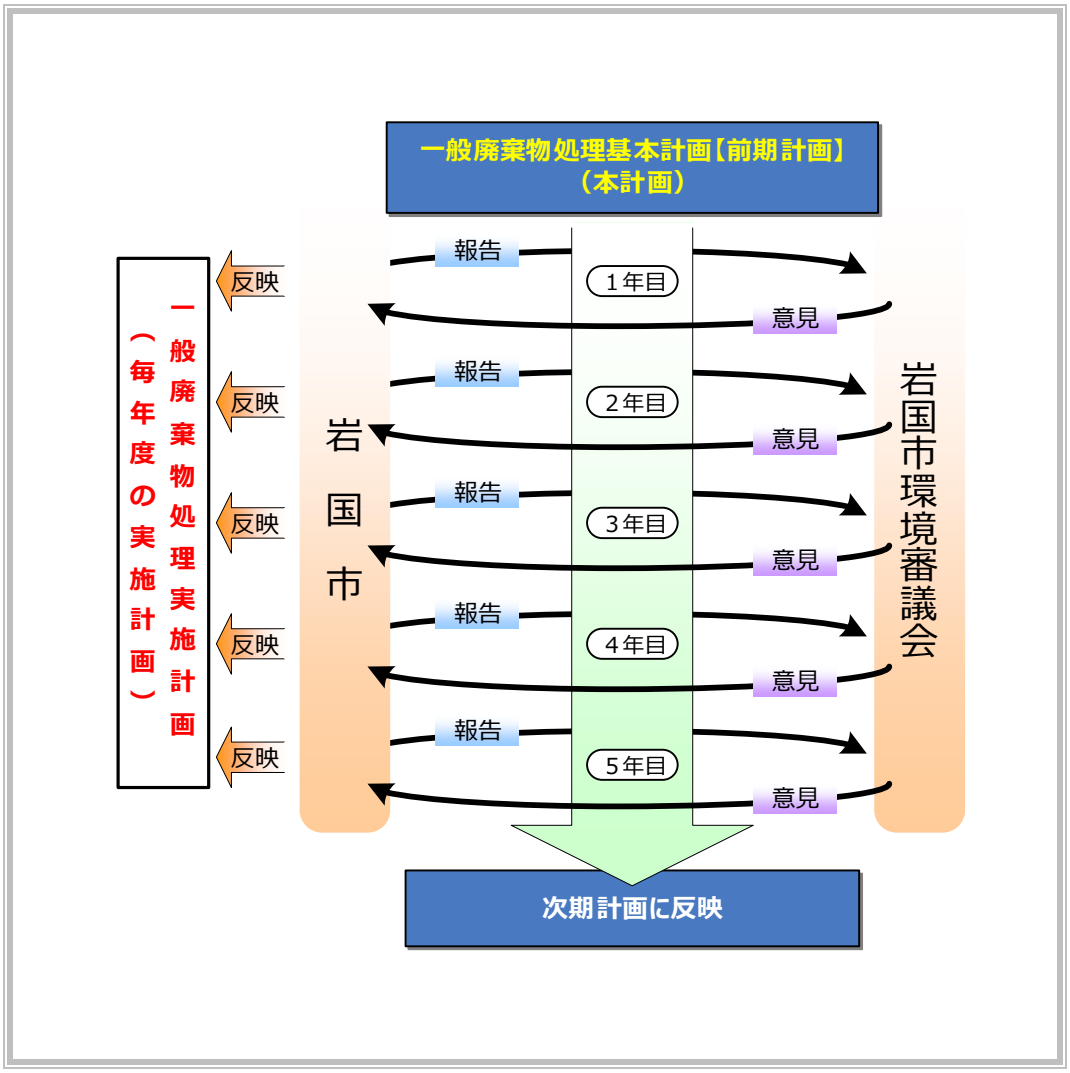

■図 5-3　計画の進行管理体制

第２次岩国市一般廃棄物処理基本計画（概要版）

発行日：令和６年３月

発　行：岩国市

編　集：岩国市環境部環境事業課

〒740-0034　岩国市南岩国町二丁目 65 番 65 号

ＴＥＬ：0827-31-5304　ＦＡＸ：0827-31-9910